

周室東遷再考

吉 本 道 雅

序言

先秦期の通時的理解を圖る際の困難の一つとして、西周と春秋、春秋と戦國の交代期を扱った資料が零細なことがある。西周・春秋交代期については、西周金文や春秋經傳のようなまとまった資料がなく、斷片的な材料を綴合することでその推移を復元するよりないのである。

そうした資料状況の特殊性を踏まえ、筆者はかつてこの西周・春秋交代期を「東遷期」と命名し。まず吉本 1987 において、この時期に關する『史記』の記述を分析した上で、その原資料の來源を考證し、ついで吉本 1990（以下「舊稿」）において、この時期の政治史的推移の復元を試み、一定の改訂を加えた上で、吉本 2005 に收録した。

東遷の年次は、傳統的には『史記』十二諸侯年表の周平王元年（770BC）の欄に「東徙維（維）（維）邑」とあることから 770BC とされてきた。對するに舊稿では、『左傳』僖二十二年（638BC）に、東遷からこの年次まで「不及百年」とあることに注目し、東遷を 738BC 以降のこととした。

2011 年 12 月に公刊された清華簡『繫年』（李學勤主編 2011）の第 2 章前半

周幽王取妻于西申、生平王、王或（又）取褒人之女、是褒姒、生伯盤。褒姒嬖于王、王與伯盤逐平王、平王走西申。幽王起師、圍平王于西申、申人弗界。曾（繪）人乃降西戎、以攻幽王、幽王及伯盤乃滅、周乃亡。邦君諸正乃立幽王之弟余臣于虢、是攜惠王。立二十又一年、晉文侯仇乃殺惠王于虢。周亡王九年、邦君諸侯焉始不朝于周、晉文侯乃逆平王于少鄂、立之于京師。三年、乃東徙、止于成周、晉人焉始啟于京師、

は、東遷に關する獨自の記述を含む。後述するように、東遷の年次を 738BC と解することは、舊稿の推論を支持するものではあるが、一方で、晉文侯（780-746BC）が、

その卒年以降であるはずの740BCに平王を擁立し、738BCに東遷を実行したとしており、その記述に一般的な信憑性を認めることはできない。

吉本2013では、『繫年』全23章を対象に、記述された事件の絶対年代、傳世文獻との引用関係、語彙・句法の時代性を確認することで、334BC以前、おおむね340BC前後の成書と推定した。第2章前半についても、上述の如く晉文侯の在位年代に關聯して、その一般的信憑性に疑義を呈した。

その後、『繫年』については、蘇建洲・吳雯雯・賴怡璇2013^{*1}がそれ以前の研究を整理するなど、論著が継続的に公刊されつつある^{*2}。

本稿は、あらためて第2章前半の記述に對する全面的な分析を踏まえつつ、東遷の經緯の復元を試みるものである。

『繫年』に限らないが、およそ戰國期以降の文獻が、春秋期以前を記述する場合、それが同時代的記録ではなく、二次的編纂に係ることはあらためていうまでもない。戰國期以降の文獻の記述は、それが春秋期以前の「事實」を反映することが期待されるにしても、究極的には戰國期以降の「認識」でしかない。極端に言えば、諸文獻の「認識」は單一の「事實」には收束され得ない場合が往々にしてありうる。

こうした場合、まずなされるべき作業は、その文獻がいかなる原資料を利用しえたか、あるいは取舍選擇したかといった問題を考慮することである。「認識」の形成過程を逆にたどることで、わずかずつでも「事實」に接近することが期待される。その文獻の記述を無前提に實録の如く扱うわけにはいかない。遺憾ながら、こうした視点は極めて稀薄で、西周春秋金文や考古學的資料から獲得された同時代的「事實」を戰國期の「認識」と同列に扱うような議論がむしろ一般的である。

西周・春秋交代期を扱った資料の一般的な零細さもあって、個々の問題に確言的な解答を提示することは必ずしもできない。その場合は、ありうる複数の可能性をなるべく満遍なく提示し、將來の研究の手掛かりたりうるようにつとめたい。

*1 同書は2013年8月までの中國語圏の論著を整理している。

*2 今回を通した『繫年』關聯の論著は篇末「參考文獻」を參照。個々の論著に對する論評はあまり生産的でないので割愛する。

第一章 平王擁立の地

『繫年』・『竹書紀年』は平王が「西申」に出奔したとする。本章では「西申」の所在地をめぐる諸問題を考證する。

1 南陽の申

平王出奔から幽王敗滅に至る経緯を『繫年』および『竹書紀年』・『國語』・『史記』は以下の如く記す。

周幽王取妻于西申、生平王、王或（又）取褒人之女、是褒姒、生伯盤。褒姒嬖于王、王與伯盤逐平王、平王走西申。幽王起師、圍平王于西申、申人弗界。曾（繪）人乃降西戎、以攻幽王、幽王及伯盤乃滅、（『繫年』）

汲冢書紀年云、平王奔西申、而立伯盤以爲太子、與幽王俱死于戲。先是申侯、魯侯及許文公立平王於申。（『左傳正義』昭二十六）

其紀年十三篇、記夏以來至周幽王爲犬戎所滅。（『晉書』束皙傳）

周幽王伐有褒、褒人以褒姒女焉、褒姒有寵、生伯服、於是乎與虢石甫比、逐太子宜臼而立伯服。太子出奔申、申人・鄩人召西戎以伐周、周於是乎亡。（『國語』晉語一）

夫虢石父讒諂巧從之人也、而立以爲卿士、與剽同也。棄聘后而立內妾、好窮固也。…褒人褒姒有獄、而以爲入於王、王遂置之、而嬖是女也、使至於爲后而生伯服。…申・繪・西戎方彊、王室方騷、將以縱欲、不亦難乎。王欲殺太子以成伯服、必求之申、申人弗界、必伐之。若伐申、而繪與西戎會以伐周、周不守矣。繪與西戎方將德申、申・呂方彊、其隕愛太子亦必可知也、王師若在、其救之亦必然矣。…幽王八年而桓公爲司徒、九年而王室始騷、十一年而斃。（『國語』鄭語）

又廢申后、去太子也。申侯怒、與繪・西夷犬戎攻幽王。幽王舉烽火徵兵、兵莫至。遂殺幽王驪山下、虜褒姒、盡取周賂而去。於是諸侯乃即申侯而共立故幽王太子宜臼、是爲平王、以奉周祀。（『史記』周本紀）

穆王之後二百有餘年、周幽王用寵姬褒姒之故、與申侯有卻。申侯怒而與犬戎共攻殺周幽王于驪山之下、遂取周之焦穫、而居于涇渭之間、侵暴中國。（『史記』匈奴

奴列傳)

申の與國として、『繫年』には曾（繪）、鄭語には繪・呂、『竹書紀年』には魯・許が並ぶ。舊稿に述べたように、春秋期に楚が「方城」から中原に侵入する交通路に、

申*3・呂*4・繪*5・許*6は位置する。それに先立ち『詩』王風/揚之水

（詩序「揚之水、刺平王也。不撫其民、而遠屯戍于母家、周人怨思焉。」）

揚之水、不流東薪。彼其之子、不與我戍申。懷哉懷哉、曷月予還歸哉。

揚之水、不流東楚。彼其之子、不與我戍甫。懷哉懷哉、曷月予還歸哉。

揚之水、不流東蒲。彼其之子、不與我戍許。懷哉懷哉、曷月予還歸哉。

は、平王が申・甫（呂）・許に屯戍することをうたう。同じ交通路を中原の側から防衛したものにはほかならない。さらに、『繫年』

立二十又一年、晉文侯仇乃殺惠王于虢。周亡王九年、邦君諸侯焉始不朝于周、晉文侯乃逆平王于少鄂、立之于京師。

の「少鄂」も『漢書』地理志の南陽郡西鄂縣（今日の河南省南召縣）に比定される。

「少鄂」を『左傳』隱六

翼九宗・五正・頃父之子嘉父、逆晉侯于隨、納諸鄂。晉人謂之鄂侯。

の「鄂」に比定する説がある（李學勤主編 2011）。杜注には「鄂、晉別邑」とあり、『史記』晉世家「唐在河・汾之東、方百里、故曰唐叔虞」に對する『史記集解』に、

世本曰、居鄂。宋忠曰、鄂地今在大夏。

『史記正義』に

*3 程發軔 1967「杜注、申國今南陽宛縣。一統志、申城在今河南南陽縣北二十里。謝城在今唐河縣南八十里之湖陽鎮北。」

*4 程發軔 1967「一統志、今河南南陽縣城西南十里有呂城。」

*5 程發軔 1967「大事表、在今河南方城縣境。」・賀金峰 2010。

*6 『左傳正義』隱十一經「譜云、許、姜姓、與齊同祖、堯四嶽伯夷之後也。周武王封其苗裔文叔于許、今潁川許昌是也。靈公徙葉、悼公遷夷、一名城父。又居析、一名白羽。許男斯處容城。自文叔至莊公十一世始見春秋。元公子結元年、獲麟之歲也、當戰國初、楚滅之。地理志云、潁川郡許縣、故許國、文叔所封、二十四世爲楚所滅也。漢世名許縣耳、魏武作相、改曰許昌」。なお孤立した材料ではあるが、『資治通鑑外紀』卷四「（桓王）八年秋七月、齊・鄭・魯伐許。壬午、入許。許莊公奔衛。莊公奉許莊公之弟許叔、居許東偏。許、姜姓、與齊同祖。武王封文叔於許以奉太嶽之祀。文叔之後、曰德男、曰伯封、曰孝男、曰靖男、曰康男、曰武公、曰文公興父、曰莊公蒍。莊公之後桓公鄭、疑即許叔也」は、許文公を『左傳』隱十一に見える許莊公の父とする。

括地志云、故鄂城在慈州昌寧縣東二里。按、與絳州夏縣相近。禹都安邑、故城在縣東北十五里、故云在大夏也。然封于河・汾二水之東、方百里、正合在晉州平陽縣、不合在鄂、未詳也。

とある。今日の山西省昌寧縣に当たり、晉の勢力圏だが、その場合、晉文侯が平王を京師で立てる以前に、すでに平王を自己の勢力圏に庇護していたことになり、「周亡王九年、邦君諸侯焉始不朝于周」という記述に噛み合わない。

東方に偏した魯の参加を不可解としたためか、蒙文通 1958 はこれを曾（繪）の誤とし、それに追隨する説が多いが、やはり舊稿に指摘したように、魯は許の附近に領土をもち*7、加えて當時の魯孝公（795-769BC）は、『國語』周語上

三十二年春、宣王伐魯、立孝公、諸侯從是而不睦。宣王欲得國子之能導訓諸侯者、樊穆仲曰、魯侯孝。王曰、何以知之。對曰、肅恭明神而敬事耆老。賦事行刑、必問於遺訓而咨於故實。不干所問、不犯所咨。王曰、然則能訓治其民矣。乃命魯孝公於夷宮。

に見えるように、周宣王より諸侯を「導訓」する權能を授けられていた。

さらに、『左傳』昭四「周幽爲大室之盟、戎狄叛之」は、『竹書紀年』

盟於太室（紀年）（『北堂書鈔』卷二十一／帝王部二十一／失政七十二）

にも見え、『今本竹書紀年』は、

十年春、王及諸侯盟于太室。秋九月、桃杏實。王師伐申。

と、それを申攻撃に先立つ事件としている。この「十年春」が本來の『竹書紀年』にあったものか否か確實ではないが、後述の如く、太室山（嵩山）は、申・呂・許など姜姓の高祖神であり、許→申ルート of 北方に位置する。申への遠征に先立ち、太室山で盟を行うことで申・呂・許を威嚇したものとなり、自然なシナリオである。

このように、平王が出奔し、幽王が攻撃した申が南陽にあったことは確實である。そのため、つとに、崔述『豐鎬考信錄』卷七

申在周之東南千數百里、而戎在周西北、相距遼越、申侯何緣越周而附於戎。

*7 『左傳』隱八「鄭伯請釋泰山之祀而祀周公、以泰山之祊易許田。三月、鄭伯使宛來歸祊、不祀泰山也」・桓元「元年春、公即位、修好于鄭。鄭人請復祀周公、卒易祊田。公許之。三月、鄭伯以璧假許田、爲周公祊故也」

は、南陽の申が西戎と聯合することは地理的に困難であると指摘する。果たして、『史記』は「申侯」が主體となって、「西夷犬戎」ないし「犬戎」とともに幽王を攻殺したとするが、『竹書紀年』では申・魯・許と犬戎の提携が見えず、『繫年』・『國語』鄭語も「西戎」とともに周を攻めたのは繪のみであり、晉語一にいたって申・鄩が「西戎」を「召」して周を伐ったことになっている*8。

舊稿では、本來別々の事件であった申の平王擁立と西戎の幽王討滅が、説話化の過程で結合されたものと考えたが、『繫年』・『國語』鄭語における繪が「西戎」と提携したという記述にあらためて注目するならば、今ひとつの可能なシナリオを提示しうる。『左傳』昭四の記述は、幽王の申への進攻に、「戎狄」が動員されたことを示唆する。一方で、繪は、春秋期に繪關が置かれることから窺われるように、中原から南陽盆地への入り口に当たる（賀金峰 2010）。幽王に動員された「戎狄」が最初に衝突するのが繪なのであり、ここで両者が通謀し、幽王の申包圍失敗、關中への歸還ののち、「戎狄」兵が幽王を弑殺した。これもまた可能な説明の一つに過ぎず、後述の西申關中説の論者には歓迎されないだろうが、それでも、『繫年』・『國語』で繪だけがなぜ突出して西戎との提携を記述されているのかという問題には何らかの解答が必要であることは了解されよう。

『繫年』・『竹書紀年』が平王の出奔した申を「西申」と稱することについて、南陽の申とは別に關中に西申があったとする説がある。申が西戎とともに幽王を攻殺したという『史記』の記述に適合的であるため、『繫年』公刊以後、この説がもっぱら追隨されている（蘇建洲・吳雯雯・賴怡璇 2013）。

南陽の申を「西申」と稱することは、顧鐵符 1979 がつとに指摘するように、春秋期に楚が南陽の申を滅ぼしたのち、南陽より東の河南信陽が「申」と稱されるようになったためである。1984 年に南陽から出土した「南申伯」大宰仲毋父の作器が「南申」を

*8 『呂氏春秋』疑似「周宅酆鎬近戎人、與諸侯約、爲高葆禱於王路、置鼓其上、遠近相聞。即戎寇至、傳鼓相告、諸侯之兵皆至救天子。戎寇當至、幽王擊鼓、諸侯之兵皆至、褒姒大說、喜之。幽王欲褒姒之笑也、因數擊鼓、諸侯之兵數至而無寇。至於後戎寇眞至、幽王擊鼓、諸侯兵不至。幽王之身、乃死於麗山之下、爲天下笑。此夫以無寇失眞寇者也。賢者有小惡以致大惡。褒姒之敗、乃令幽王好小說以致大滅。故形骸相離、三公九卿出走、此褒姒之所用死、而平王所以東徙也、秦襄・晉文之所以勞王勞而賜地也。」は、「戎」の幽王攻殺を記すが、ここでも申は登場しない。

稱することは（崔慶明 1984）、『繫年』・『竹書紀年』の「西申」が南陽の申でないことの論據にはならない。『繫年』・『竹書紀年』はあくまで戦国時代の編纂物であり、西周金文と同列には扱い得ないからである。

2 姜姓

ここであらためて、申について整理しておこう。

申を含む姜姓については、吉本 2009 に論じた。その要點を提示しておく、以下の如くである。

甲骨文の「𡵓」は殷墟文化殷墟類型分布域（中國社會科學院考古研究所 2003）の西側、山西南部から河南西部あたりに居住した。西周期以降の姜姓は甲骨文の「𡵓」の後裔である。文字の一部を共有することから、甲骨の「𡵓」（岳）は、「𡵓」（𡵓）に關聯する（白川 1958）。姜姓の開祖を「嶽」とすることは、『詩』大雅／崧高「崧高維嶽、駿極于天、維嶽降神、生甫及申」に確認される^{*9}。甲骨の「岳」が嵩山に比定されるという事實（白川 1958・伊藤 1975）を前提とすれば、名稱の移動を具體的に示唆する材料がない以上、崧高の「嶽」や『左傳』隱十一「夫許、大岳之胤也」・莊二十二「姜、大嶽之後也」の「大岳（嶽）」も嵩山とみなすことが當然であろう。とりわけ、許は嵩山に發源する潁水・洧水の間に位置し、嵩山の後裔たるにふさわしい。

なお、『國語』晉語四

昔少典娶于有蟠氏、生黃帝・炎帝。黃帝以姬水成、炎帝以姜水成、成而異德。故黃帝爲姬、炎帝爲姜、二帝用師以相濟也、異德之故也。

の姜水を『水經注』渭水

岐水又東、逕姜氏城南爲姜水。按世本、炎帝姜姓、帝王世紀曰、炎帝、神農氏、姜姓、母女登、游華陽、感神而生炎帝、長於姜水。

が渭水の支流とすることを一つの根據に、張天恩 2004 は姜姓の原郷を陝西西部に求めるが、晉語四から姬水・姜水の近接を読み取ることはできず、姜水を渭水水系に比定する『水經注』も後代的な材料であり、有効な議論とはいえない。

さらに『左傳』には河南西部の「姜戎」が見える。

^{*9} 『詩』諸篇の年代については、吉本 2007b を見よ。

遂發命、遽興姜戎。子墨衰絰、梁弘御戎、萊駒爲右。夏四月辛巳、敗秦師于殽。
(經「夏四月辛巳、晉人及姜戎敗秦師于殽」)(僖三十三)

范宣子親數諸朝、曰、來、姜戎氏。昔秦人迫逐乃祖吾離于瓜州、乃祖吾離被苦
蓋蒙荊棘以來歸我先君、我先君惠公有不腆之田、與女剖分而食之。今諸侯之事我
寡君不如昔者、蓋言語漏洩、則職女之由。詰朝之事、爾無與焉。與將執女。對曰、
昔秦人負恃其眾、貪于土地、逐我諸戎。惠公蠲其大德、謂我諸戎、是四嶽之裔胄也、
毋是翦棄。賜我南鄙之田、狐狸所居、豺狼所嗥。我諸戎除翦其荊棘、驅其狐狸豺狼、
以爲先君不侵不叛之臣、至于今不貳。昔文公與秦伐鄭、秦人竊與鄭盟、而舍戎焉、
於是乎有殽之師。晉禦其上、戎亢其下、秦師不復、我諸戎實然。(襄十四)

襄十四は、姜戎の祖先を「四嶽」と稱し、「四嶽」は昭四「四嶽・三塗・陽城・大室・
荊山・中南、九州之險也」にも見える。昭四の「四嶽」に、杜預は「東嶽岱、西嶽華、
南嶽衡、北嶽恆」と注するが、この一節は「晉有三不殆、其何敵之有。國險而多馬」
に導かれる晉の「險」を論ずるものであり、従って「四嶽」以下は晉の勢力圏である
河南西部の山名と解すべきものである*10。「大室」が嵩山すなわち「大嶽」であること
を考慮すれば、「四嶽」は「大嶽」を含む「三塗」以下の汎稱となろう*11。杜注のよう
に「四嶽」を天下の名山とすることは、『書』舜典

歳二月、東巡守、至于岱宗、…五月、南巡守、至于南嶽、如岱禮。八月西巡守、
至于西嶽、如初。十有一月朔巡守、至于北嶽、如西禮。

によりやく示唆されるのであり、戦国後期以降に降る觀念である。姜戎は、西周期に
國家を形成した申・呂(甫)・許と同じく「嶽」を開祖とし、甲骨の「羌」に由來する
集團である。襄十四は、この姜戎が秦に追われ、晉惠公(650-637BC)の援助で「瓜州」
より移住してきたとする。「瓜州」は、昭九

*10 杜預は「三塗」に「河南陸渾縣南」、「陽城」に「陽城縣東北」、「大室」に「河南陽城縣西北」
と注する。従うべきであろう。「荊山」には「新城沔鄉縣南」と注するが、楚の勢力圏とな
るので當たらぬ。顧頡剛 1963 の考證に従い、前漢の弘農郡湖縣に比定すべきであろう。「中
南」には「始平武功縣南」と注し、すなわち終南山であり、『新序』善謀は「終南」に作るが、
こちらは秦の勢力圏であり、やはり當たらぬ。

*11 「三塗、陽城、大室、荊山、中南」という杜預の斷句に従えば、「四嶽」の「四」は多數の
意味となるが、あるいは比較的近接する「陽城大室」を一つに數えて、三塗・陽城大室・
荊山・中南の四つに數えるのかもしれない。

晉梁丙・張趯率陰戎伐潁。王使詹桓伯辭於晉曰、…先王居櫛于四裔、以禦魍魎、故允姓之姦居于瓜州。伯父惠公歸自秦、而誘以來、(昭九)

にも見えるが、顧頡剛 1937・1963 が指摘するように「九州」と本来同一の語彙であり、「九州」は、上掲昭四のほかに

晉籍談・荀躒帥九州之戎及焦瑕温原之師、以納王于王城。(昭二十二)

司馬起豐析與狄戎、…使謂陰地之命大夫士蔑曰、…士蔑請諸趙孟。趙孟曰、…士蔑乃致九州之戎、將裂田以與蠻子而城之、(哀四)

にも見え、河南西部を指す。「瓜州」はこれと地續きの渭南を指すものであろう。

さらに、『國語』周語上

宣王即位、不籍千畝。虢文公諫曰、…王不聽。三十九年(789BC)、戰于千畝、王師敗績于姜氏之戎。

に「姜氏之戎」が見える。千畝の戦は、『史記』

穆侯四年、取齊女姜氏爲夫人。七年、伐條。生太子仇。十年、伐千畝、有功。生少子、名曰成師。(晉世家)

自造父已下六世至奄父、曰公仲、周宣王時伐戎、爲御。及千畝戰、奄父脫宣王。(趙世家)

にも見える。晉世家の記述は、『左傳』桓二

初、晉穆侯之夫人姜氏以條之役生太子、命之曰仇。其弟以千畝之戰生、命之曰成師。に重なるが、穆侯四年・七年・十年の紀年の由來は不明である。『史記』十二諸侯年表の晉獻侯十一年(822-812BC)・穆侯二十七年(811-785BC)によれば、穆侯七年(805BC)「伐條」・十年(802BC)「伐千畝」となる。一方、『後漢書』西羌傳は、『竹書紀年』・『史記』秦本紀に基づき、宣王期・幽王期の對戎戰爭を記す。

及宣王立四年(824BC)、使秦仲伐戎、(六年 822BC)爲戎所殺、(七年 821BC)王乃召秦仲子莊公、與兵七千人、伐戎破之、由是少卻。後二十七年(三十四年 794BC)、王遣兵伐太原戎、不克。後五年(三十九年 789BC)、王伐條戎・奔戎、王師敗績。後二年(四十一年 787BC)、晉人敗北戎于汾隰、戎人滅姜侯之邑。明年(四十二年 786BC)、王征申戎、破之。後十年(776BC)、幽王命伯士伐六濟之戎、軍敗、伯士死焉。其年、戎圍犬丘、虜秦襄公之兄伯父。

ここで指摘すべきは、晉穆侯七年（805BC）の「伐條」と宣王三十九年（789BC）の「王伐條戎」であり、「條」の名稱と敗戦、さらに三年後の勝利を共有している。注目されるのは、この二つの事件の十六年の差が、『史記』の晉獻侯十一年（822-812BC）・穆侯二十七年（811-785BC）の年数の差に一致していることである。隣接する王侯の年数が轉倒することには類例があり^{*12}、王名表の誤寫に由來すると思われる^{*13}。ここで獻侯二十七年（822-796BC）・穆侯十一年（795-785BC）とすると、穆侯七年（789BC）は正しく宣王三十九年に一致する。穆侯十年（786BC）の「伐千畝」は、宣王四十二年（786BC）の「王征申戎」に相當することになる。この事實は、晉世家の穆侯四年・七年・十年が確かな年次であることをも傍證する。周語の宣王三十九年の千畝における敗戦という記述は、三十九年の「伐條」と四十二年の「伐千畝」を混同している。このような混同は、「千畝」籍田を廢止したゆえに「千畝」の地で敗戦したという説話的創作に由來するものであろう（吉本 1987・1997）。

	周紀年	晉紀年	『史記』晉世家	『後漢書』西羌傳
789BC 786BC	宣王三十九 四十二	穆侯七 十	伐條 伐千畝、有功。	王伐條戎・奔戎、王師敗績。 王征申戎、破之。

千畝の地望^{*14}について、『左傳』桓二杜注には「西河介休縣南有地名千畝」とあるが、顧炎武『日知錄』卷二十七/左傳注

其弟以千畝之戰生。解曰、西河介休縣南有地名千畝。非也。穆侯時、晉境不得至介休。按史記趙世家、周宣王伐戎、及千畝戰。正義曰、括地志云、千畝原在晉州岳陽縣北九十里。

は、唐代の晉州岳陽縣（今日の山西臨汾）とする。いずれにせよ晉が關與することから妥當な比定といえる。ところが、『詩』小雅/祈父

予王之爪牙。胡轉予於恤、靡所止居。（注「恤、憂也。宣王之末、司馬職廢、姜戎

*12 『史記』十二諸侯年表/吳表は餘祭十七年（547-531BC）・餘昧四年（530-527BC）とするが、『春秋經』襄二十五（548BC）「吳子遏伐楚、門于巢、卒」・襄二十九（544BC）「閭弒吳子餘祭」・昭十五（527BC）「吳子夷末卒」に據れば、餘祭四年（547-544BC）・餘昧十七年（543-527BC）となり、十二諸侯年表は、餘祭・餘昧の年数を轉倒していることになる。

*13 「王名表」およびその誤寫については、吉本 1998b を見よ。

*14 千畝の地望についての專論に、許兆昌・劉濤 2014 がある。

爲敗。箋云、予、我。轉、移也。此勇力之士責司馬之辭也。我乃王之爪牙、爪牙之士當爲王閒守之衛、女何移我於憂、使我無所止居乎。謂見使從軍、與姜戎戰於千畝而敗之時也。六軍之士、出自六鄉、法不取於王之爪牙之士。)

に對する『毛詩正義』

傳言姜戎敗、不言敗處、故申之云、戰於千畝而敗也。杜預云、西河介休縣南有地名千畝。則王師與姜戎在晉地而戰也。國語云、宣王不籍千畝、虢文公諫而不聽。三十九年、戰於千畝。孔晁云、宣王不耕籍田、神怒民困、爲戎所伐、戰於近郊。則晁意天子籍田千畝、還在籍田而戰。則千畝在王之近郊、非是晉地、義或然也。

の引く周語孔晁注は、千畝を王都の近郊にあったものとする。確かに「千畝籍田」は關中王畿にあったとすることが自然だが、一方で、晉穆侯が戦った千畝を關中王畿に想定することは困難である。一體、西周金文においては、外諸侯が關中王畿で軍事行動に従事することは見えないが、王師が外諸侯を動員して外服で軍事行動に従事することは散見し、たとえば晉侯蘇鐘 (NA871-NA885*¹⁵) には、宣王の東國親征に晉獻侯が從軍したことが見える。『詩』大雅／韓奕には、韓侯の封建が見え、宣王期の周王朝の外服進出の一環として山西方面への進出があったことが確認される。『後漢書』西羌傳に見える戎との戦争も、この時期の山西進出にともなうものにほかならない。周語は、關中王畿にあった「千畝籍田」の禮を廢したため、晉地の「千畝」で敗戦したといういわば掛詞を用いているのである*¹⁶。説話の説話たるゆえんである。

こうした次第で、周語の「姜氏之戎」は『竹書紀年』の「申戎」に当たる。姜姓の申に附會してこれを「姜氏之戎」と改めた可能性もないではないが、一方で、実際に「申戎」が姜姓であった可能性も否定できない。申戎が実際に姜姓であったならば、かつての山西南部の「羌」の後裔であり、その限りで申とは同祖となるが、それ以上のことはわからない。また上掲『後漢書』西羌傳の宣王四十一年 (787BC)「戎人滅姜侯之邑」の「姜侯」も、同じく姜姓に屬するものかと思われるが、詳細は不明である。いずれにせよ、この「申戎」も山西にあったと考えざるを得ない。

*15 鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華 2006 所收の金文については、その編號を附記する。

*16 朱鳳瀚 2013 がすでに「千畝」在晉地、王師所戰敗之地點竟與宣王不籍千畝之千畝同名」の可能性を指摘している。

西周時代の姜姓の内諸侯たる申については、まず、厲王期の冊命金文である大克鼎（2836・Ⅲ B27*¹⁷）・伊戩（4287・Ⅲ B128・二十七年 852BC*¹⁸）に右者「𩇛（申）季」が見える*¹⁹。國名＋伯仲叔季は畿内に領地をもつ内諸侯の稱號である（吉本 1991b）。
ついで、『詩』大雅／崧高

（詩序「崧高、尹吉甫美宣王也。天下復平、能建國親諸侯、褒賞申伯焉。」）

崧高維嶽、駿極于天。維嶽降神、生甫及申。維申及甫、維周之翰。四國于蕃、四方于宣。

臺臺申伯、王纘之事。于邑于謝、南國是式。王命召伯、定申伯之宅。登是南邦、世執其功。

王命申伯、式是南邦、因是謝人、以作爾庸。王命召伯、徹申伯土田。王命傅御、遷其私人。

申伯之功、召伯是營。有俶其城、寢廟既成。既成藐藐、王錫申伯。四牡騤騤、鈎膺濯濯。

王遣申伯、路車乘馬。我圖爾居、莫如南土。錫爾介圭、以作爾寶。往近王舅、南土是保。

申伯信邁、王餞于郿。申伯還南、謝于誠歸。王命召伯、徹申伯土疆。以峙其糧、式遏其行。

申伯番番、既入于謝。徒御嘽嘽、周邦咸喜、戎有良翰。不顯申伯、王之元舅、文武是憲。

申伯之德、柔惠且直。揉此萬邦、聞于四國。吉甫作誦、其詩孔碩。其風肆好、以贈申伯。

は、申伯の南陽移封をうたう。申伯と申季の關係は不明だが、少なくとも同族であると考えて差し支えない。

南陽にはもと鄂（噩）侯があったが、禹鼎（2833-2834・Ⅲ B28）に見える鄂侯御方

*17 中國社會科學院考古研究所編 1984-94 所見の金文については、その編號を附記する。また林 1984・1989 に見えるものはその斷代・圖版頁数を附記する。

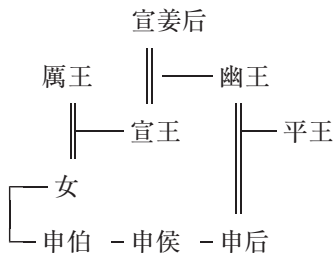
*18 吉本 2004 の推定年代を附記する。

*19 それ以前に裘衛鼎一（2832・Ⅱ B21・孝王五年 912BC）に「厲有嗣𩇛（申）季」が見えるが、内諸侯たる「邦君厲」の「有嗣」であり、内諸侯ではない。

の亂で討滅された。禹鼎に見える武公は南宮柳鼎（2805・Ⅲ A26）にも見えるので、禹鼎はⅢ B の早い時期に当たる。現時点で確認されているⅢ B で最も早い紀年は大毀二（4298-4299・Ⅲ B132）の厲王十二年（867BC）である。申の移封は、鄂侯御方の反亂によって動搖したこの方面の再編を圖ったものとされるが*20、崧高「吉甫作誦」の「吉甫」は兮甲盤（10174・Ⅲ B366・宣王五年 823BC）の作器者・兮伯吉父であり、崧高を宣王に關聯づける『詩序』の説を傍證する。鄂侯など「侯」は外諸侯だが、申伯は内諸侯としての稱號たる「伯」を維持している。申伯の移封は、周王朝の内服擴大の一環にはかならない（吉本 2006）。

申伯が「王舅」「王之元舅」と稱されていることは注目に値する。『毛詩正義』『姜氏生宣王』によれば、申伯の姉妹が厲王の後で宣王の母となるわけだが、春秋期には、『左傳』哀二十四

周公及武公娶於薛、孝・惠娶於商、自桓以下娶於齊、
の如く、二つの家系の間の通婚が複数世代にわたって聯續することがある。『列女傳』賢明傳/宣姜後は、宣王の後、幽王の母である宣姜后を「齊侯女」とする。齊は申と同じく姜姓である。ついで幽王の後、平王の母が申后である。『詩』の申伯が宣王の舅であったという事實は、平王の舅であった『史記』の申侯が申伯と同じ家系に屬し、したがって同じく南陽にあった可能性を著しく高めるものである。下のような系譜も決して無稽ではない。



ここで留意しておきたいのは、『竹書紀年』・『史記』の「申侯」が外諸侯の稱謂であ

*20 徐仲舒 1959。なお、2012 年には南陽市夏餉鋪村より西周後期～春秋前期の鄂國墓が発見されている。崔本信・王偉 2013。

るということである。同じく南陽であることから、『詩』の「申伯」と『史記』の「申侯」を別家系とみなすことは困難である。その一方、たとえば鄭君が『春秋經』では一貫して内諸侯としての稱謂「鄭伯」を用いるなど、内諸侯を外諸侯に改封する事例は見出せない。そもそも『繫年』・『國語』では「申人」が見えるだけで申君は見えない。『史記』の「申侯」は西周・春秋時代における内諸侯・外諸侯の稱謂の區別が忘却されたのち、おそらくは『史記』編纂の段階においていわば創作されたものであろう。一方、『竹書紀年』は上述のとおり、原文ではない。そもそも「申侯・魯侯及許文公」は許のみ諡號を記すなど體例の整わない記述である。原文で「申伯」とあったものを『史記』に牽引されて不用意に「申侯」と改めたものかと思われる。

3 西申

ここで「西申」に関する議論を検討しておこう。

童書業 1946 は、西申を「申國本支之在西者」とし、『後漢書』西羌傳の申戎、『史記』秦本紀の「申侯」を西申に比定するが、申戎が山西にあったと思われることは上述の如くである。秦本紀

申侯之女爲大駱妻、生子成爲適。申侯乃言孝王曰、昔我先酈山之女、爲戎胥軒妻、生中湫、以親故歸周、保西垂、西垂以其故和睦。今我復與大駱妻、生適子成。申駱重婚、西戎皆服、所以爲王。王其圖之。

の「申侯」に関する記述は、吉本 1998a・2003a に論じたように秦の祖先神話に屬する。「酈山之女」については、『漢書』律曆志に、元鳳三年（78BC）の太史令張壽王の上書に「酈山之女亦爲天子、在殷周間」という發言があったと見える。「酈山之女」は、秦の遠祖たる「戎」胥軒と通婚し、非子の父である大駱もまた申侯の女を娶り、こうした通婚の結果、西戎は王朝に服していたとある。申侯や秦の遠祖はともに西戎に屬し、「酈山之女」は西戎が奉じた神格だったと思われる。童書業は「西申」＝「申侯」の本據地が酈山にあったものとし、幽王が酈山で死んだことに適合的であるとするが、この申侯は「酈山之女」の後裔を自稱しており、『詩』大雅／崧高に「嶽」すなわち嵩山の子孫とされる姜姓の申の「本支」とはなり得ない。また、この「申侯」も外諸侯の稱謂であり、酈山など關中にはあり得ない存在である。平王の舅の「申侯」と同じく、

西周・春秋期の内諸侯・外諸侯の區別が忘却されたのちの言説である。平王の舅の「申侯」が西戎と提携したという『史記』周本紀・匈奴列傳の言説に影響した可能性も想定できないではないが、何より秦獨自の傳承としてそれ以外の言説からの孤立を感じる。

邵炳軍 2001 は秦本紀の「申侯」を『竹書紀年』の西申の國君として「西申侯」と稱し、『詩』大雅／崧高「王餞于郿」を根據に、西申が郿にあったとするが、『毛詩正義』の「時王蓋省岐周、故于郿云」という説明でも十分に説得的であり、無理な議論といわざるを得ない。

筆者も、舊稿では『竹書紀年』「平王奔西申、…先是申侯・魯侯及許文公立平王於申」に「西申」ついで「申」が見えることから、童書業説に一部したがって、

「西申」は、關中より南陽に移封された申が、關中畿内の舊領に保持した領地で、太子宜臼は、一旦「西申」に出奔したのち、南陽の申に移動し、そこで推戴されたものと考えられる。

とした。ここでいう「領地」は周原・豐鎬周邊に點在したと思われる内諸侯の領地を想定していたが、吉本 2005 では、この考えを改め、「西申」を南陽の申を指すものとした。『竹書紀年』の「申」は「西申」の略稱となる。

このように修正したのは、西周王朝における内服と外服、あるいは關中と關外に對する支配體制の相違に思い至ったからである。

春秋期の周王朝や諸侯國の都城は城壁で圍繞されており、それが「國」にはかならないが、西周金文では、「國」（或）は、當初、洛陽を中心とする關外王畿を指す「中或」*21 および「東或」「南或」において出現する。「或」は邑（「口」）を軍事力（戈）で防衛する會意字であり、「小大邦」と汎稱される複数の「邦」を内包する。すなわち、「東或」「南或」とは洛陽の東方・南方の廣域の軍事支配圏を指す。『詩』大雅／韓奕にはさらに「北國」が見える。ここで注目したいのは、洛陽西方の關中王畿がもっぱら「西土」と稱され、「西國」の語彙が見えないという事實である。周王朝の故地である關中王畿

*21 もっとも吉本 2007a で指摘したように、「中或」は西周金文では成王五年の紀年をもつ趯尊（6014・I A230）にしか見えず、降って『詩』大雅では「京師」と互稱されて豐鎬を指し、廣域の軍事的支配圏の意味をすでに失っている。

は少なくとも理念的には軍事的支配の對象とみなされていなかったのである。

こうした理念は、周王朝の關中・關外に對する支配體制の相違を反映したものであったと考えられる。すなわち、關外の「東國」「南國」「北國」には「侯」として封建された外諸侯が配置される。周王朝にとって關外は征服地だったのであり、外諸侯は獨自の軍事力によって周王朝の軍事支配を分擔した。對するに關中王畿には、外諸侯の領地に比べると小規模な邑田を與えられた内諸侯・王官が配置された。

西周後期に至り、『詩』大雅/召旻に「今也日蹙國百里」と甚だ直截的に表現されるように、周王朝の軍事的支配圏の縮小が進行し、さらに大雅/烝民・瞻印には「邦國」の語彙が出現するに至っている。「東或」「南或」などの大領域から「邦國」の小領域へとという「國」の縮小は、防衛力の集約過程にほかならない。西周初年に「侯」として關外に封建され、獨自の軍事力とそれを支える一定規模の領地をもった外諸侯は、さらに都城を強化し、領域内の軍事力、すなわち兵員たりうる社會層を都城に集住させることで、都城そのものに防衛力を集中した春秋的「國」を形成した。果たして、西周後期～春秋前期の關外には、都城の再構築やその居住者の再編成が認められる（吉本 2003b）。

一方で、關中の周原・豐鎬において、本來小規模な内諸侯は、春秋的「國」を形成する契機を缺いていた。春秋時代の舊關中王畿に西方邊疆から移動してきた秦以外の諸侯國が見えないのは、そもそも春秋的「國」を形成しうるような外諸侯が存在しなかったからである^{*22}。平王が身の安全を圖って出奔しうるような、城壁を備えた春秋的「國」としての「西申」を周原・豐鎬周邊に想定することは困難である。對するに、南陽の申は、申伯（南申伯）として内諸侯の身分ではあったが、外諸侯たる鄂侯の故地に領地を與えられ、上掲の『詩』大雅/崧高に「有俶其城」とあるように城壁に圍繞された春秋的「國」を擁していた。平王の出奔を受け入れ、幽王の包圍に耐えるという條件を満たしうる「西申」は、この南陽の申にほかならないのである。

蒙文通 1958 は、吳承志『山海經地理今釋』を参照しつつ、『山海經』西山經/西次

*22 『史記』秦本紀「襄公二年（776BC）、戎圍犬丘、（世父）世父擊之、爲戎人所虜」によれば、秦莊公が據點とした西犬丘は「圍」を被る程度の城壁を備えていた。また、2006年には甘肅禮縣大堡子山において山城址が発見されている。早期秦文化考古聯合課題組 2007。

四經

西次四經之首曰陰山、…北五十里、曰勞山、…西五十里、曰罷父之山。…北百七十里、曰申山、…北二百里、曰鳥山、…又北二十里、曰上申之山、…又北八十里、曰諸次之山、…又北百八十里、曰號山、…又北二百二十里、曰孟山、…西二百五十里、曰白於之山、…洛水出于其陽、而東流注于渭。夾水出于其陰、東流注于生水。西北三百里、曰申首之山、…又西五十五里、曰涇谷之山、涇水出焉、東南流注于渭、…

の「申山」「上申山」「申首山」の地望を推定し、それを「西申」に關聯づけるが、つとに何秋濤『王會篇箋釋』は、『逸周書』王會「西申以鳳鳥。鳳鳥者、戴仁抱義拔信」の「西申」を「申山」に關聯づけている。近年では、Li2006 が、洛水・涇水の發源地である「白於山」「涇谷山」の間に位置する「申首山」に注目し、一方で、犬戎の本據地が涇洛の間に想定されることから、この「申首山」を「西申」に見立てる。Li はさらに、1976 年に紹介された甘肅靈臺西周墓より呂姜段が出土したこと（甘肅省博物館文物隊・靈臺縣文化館 1976）、この近傍に涇水の支流蒲河があることから、呂（甫）が靈臺あたりに存在したことを主張する。しかしながら、一體、靈臺附近は密須國の故地と傳承されており^{*23}、呂姜段はむしろ呂國から密須國へ嫁いだ女性の作器とみなすべきであろうし、「蒲」を冠した地名もこの地域に限られたものではない。何より申とともに平王を擁立した繪（曾）・魯・許をこの地域に求め得ない以上、この説は成り立ちがたい。

第二章 攜王擁立の地

攜王^{*24} 擁立の地を『竹書紀年』は「攜」とするが、『繫年』は「號」とする^{*25}。本章

*23 『左傳』昭十五「密須之鼓」杜注「密須，姑姓國也，在安定陰密縣。」西晉時代の安定郡陰密縣は、今日の甘肅省靈臺縣西南に当たる。譚其驤主編 1982。

*24 童書業 1946 は攜王の「攜」を『逸周書』諡法「怠政外交曰攜」によって地名に非ずとし、これに追隨する説が多いが、「攜」を地名とする『竹書紀年』の判斷を積極的に否定する材料が提示されない以上、支持し得ない。

*25 陳偉 2011 は「攜」を號國の地名とすることで、『竹書紀年』『繫年』の矛盾の解消を圖る。

では、攜王擁立の地について考證する。

1 號

攜王について、『繫年』・『竹書紀年』は次のように記す。

邦君諸正乃立幽王之弟余臣于號、是攜惠王。立二十又一年、晉文侯仇乃殺惠王于號。周亡王九年、邦君諸侯焉始不朝于周、(『繫年』)

汲冢書紀年云、平王奔西申、而立伯盤以爲太子、與幽王俱死于戲。先是申侯・魯侯及許文公立平王於申、以本太子、故稱天王。幽王既死、而號公翰又立王子余臣於攜、周二王竝立。二十一年、攜王爲晉文公所殺。以本非適、故稱攜王。(『左傳正義』昭二十六)

『繫年』は攜王が「號」で擁立されたとするが、これが獨自の材料に基づくものか、あるいは號公翰に擁立されたことをそのように解釋したものか確言できない。さらに「號」で擁立されたことが確かであったとしても、その「號」が兩周の際に複数存在した號(吉本1986)のどれに当たるのかは判斷する材料がない。

『國語』鄭語

當成周者、…西有虞・號・晉・隗・霍・楊・魏・芮。…其濟・洛・河・潁之間乎。是其子男之國、號・鄭爲大、號叔恃勢、鄭仲恃險、是皆有驕侈怠慢之心、而加之以貪冒。

には幽王の時のこととして、成周の西・濟洛河潁の間の二つの號(以下、便宜的に西號・東號と稱する)が見える。

鄭語では、西號を陝縣に比定し、一方の東號は、『左傳』隱元「制、巖邑也。號叔死焉」・『漢書注』地理志/京兆尹/鄭縣「幽王既敗、二年而滅會、四年而滅號、居於鄭父之丘、是以爲鄭桓公」に見える、767BCに鄭に滅ぼされ、滎陽にあったものに比定する。

雷學淇『竹書紀年義證』卷二十七は、幽王の嬖臣であった號石父を西號、攜王を擁立した號公翰を東號の君とする。晉・鄭が平王東遷に功績があったという『左傳』の記述を前提に、晉が攜王を、鄭が東號を滅ぼしたことを、平王の命に基づく一聯の事件と解し、したがって號公翰を東號の君としたのである。雷學淇のこのシナリオは、770BC平王東遷を前提としており、そのままには成立し得ないが、號公翰を東號の君

とすることを否定する根拠も實はない。

『繫年』の公刊以後、虢公翰を西虢の君とする説が支持されている。つとに梁玉繩『漢書人表考』卷九/虢石父は、文獻に見える厲王期の虢厲公（虢公長父）・宣王期の虢文公を、幽王期の虢石父（虢公鼓）の祖・父に見立て、虢公翰については、「又未知與石甫何屬、或謂翰其子也」と虢石父の子である可能性に言及している。

雷學淇『竹書紀年義證』卷二十七は、『今本竹書紀年』「(幽王) 七年 (775BC)、虢人滅焦」により、虢石父が陝縣を獲得したものとするが、近年、上村嶺虢國墓地から、虢石父の製作に係る青銅器 (NA0048・NA0049・NA0052) が出土したことは、虢石父が西虢の君であったことを確定した。『左傳』には、西虢の國君として虢公忌父 (隱三 720BC ~ 隱八 715BC)・虢公林父 (虢仲、桓五 707BC ~ 桓十 702BC)・虢公醜 (虢叔、莊十六 678BC ~ 僖五 655BC) が見え、周王朝の卿士をつとめている (吉本 1986)。梁寧森・鄭建英 2007 は、虢公翰を虢石父の子、虢公忌父の父とする。幽王敗滅から西虢滅亡まで 116 年、虢公翰・虢公忌父・虢公林父・虢公醜 4 代、一世代 29 年で年代的には無理がない。

春秋時代に西虢國君が周王朝の卿士をつとめたことを根拠に、雷學淇は、攜王を擁立し平王と敵對關係にあった虢公翰が西虢の先君であったはずはないとするが、一方の虢石父は幽王の伯盤擁立を支持し、同じく平王の仇敵だったはずで、さほど説得的な議論とはいえない。こうした次第で、虢公翰を西虢國君とすることを否定する根拠もない。

『繫年』は、攜王が「虢」で擁立され、同じく「虢」で晉文侯に殺されたとする。この「虢」が西虢であったとすると、虢の國都である陝縣、あるいは虢の領内の別邑が晉の軍事的侵攻を被り、西虢國君が奉じていた攜王が殺害されたということになる。國君の敗死としては、『左傳』閔二の衛懿公の事例があり、この時、衛は朝歌にあった都城を放棄して楚丘に遷徙している。また、晉では文侯死後の翼・曲沃の内戦において、

惠之三十年、晉潘父弑昭侯而立桓叔、…惠之四十五年、曲沃莊伯伐翼、弑孝侯。

(『左傳』桓二)

曲沃莊伯以鄭人・邢人伐翼、王使尹氏・武氏助之。翼侯奔隨。(『左傳』隱五)

哀侯侵陘庭之田。陘庭南鄙啟曲沃伐翼。三年春、曲沃武公伐翼、次于陘庭。韓

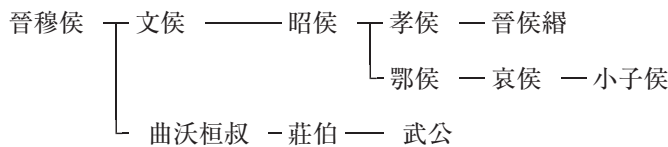
萬御戎、梁弘爲右。逐翼侯于汾隰、驂絰而止、夜獲之、及欒共叔。（『左傳』 桓二・桓三）

冬、曲沃伯誘晉小子侯、殺之。（『左傳』 桓七）

晉侯二十八年、齊桓公始霸。曲沃武公伐晉侯緡、滅之、盡以其寶器賂獻于周釐王。

釐王命曲沃武公爲晉君、列爲諸侯、於是盡併晉地而有之。（『史記』 晉世家）

と、歴代の翼侯がことごとく非業の最期を遂げており、最終的に翼は曲沃に併合されている。



對するに、西虢は陝縣の都城を維持し、春秋期には周王朝の卿士をつとめるほどの隆盛を誇っている。攜王が「虢」で敗滅したというシナリオにはいささかの違和感を禁じ得ない。吉本 2013 において、『繫年』の編者が、虢公翰による擁立を、「虢」における擁立と解釋した可能性を提起したゆえんである。

2 攜

一方、『竹書紀年』に見える攜の地望につき、雷學淇『竹書紀年義證』卷二十七

王子余臣者、幽王之庶子。攜、地名、未詳所在。新唐書大衍曆議謂、「豐・岐・驪・攜、皆鶉首之分、雍州之地。」是攜卽西京地名矣。春秋昭公二十六年左傳曰、至于幽王、天不弔周、王昏不若、用愆厥位、攜王奸命、諸侯替之。韋昭國語注・杜氏左傳注皆以攜王爲伯服、因其時竹書未出、故誤。東哲引此紀、以正其失、左傳正義從之。謂伯盤與幽王俱已死于戲。

は、「新唐書大衍曆議」を引きつつ、「西京」すなわち關中王畿の地名とし、錢穆 1952 以來、この説が用いられてきたが、實は下線部の一節は、『新唐書』に見えず、徐文靖『天下山河兩戒考』卷十／東井輿鬼分屬諸星同異・古國十四補十一

鶉首之次、…皆鶉首也。位在南正之西。分野屬雍州。古秦・梁・幽・芮・豐・畢・駘・杞・有扈・密須・庸・蜀・羌・髡及崇・濮・亳・岐・驪・攜・定・允戎・犬戎・

白狄・姜戎氏之虛、皆其分也。

を踏まえた記述であるらしい。一行『大衍曆議』については、『直齋書錄解題』卷二十七/曆象類に、

唐大衍曆議十卷 唐僧一行作新曆、草成而卒。詔張說與曆官陳元景等次爲曆術七篇・略例一篇・曆議十篇、新史志略見之。十議者、一曆本、二日度、三三氣、四合朔、五卦候、六九道、七日晷、八分野、九五星、十日食。大抵皆以考正古今得失也。曆志略取其要、著於篇者十有二、曰曆本、曰中氣、曰合朔、曰卦候、曰卦議、曰日度、曰九道、曰日食、曰五星。蓋曆議之八篇、而分卦候爲二、故共爲九條。其沒滅盈縮・晷漏・中星三條、則皆取之略例、餘曆議日晷・分野二篇、則具之天文志。

とあり、『新唐書』天文志一

初、貞觀中、淳風撰法象志、因漢書十二次度數、始以唐之州縣配焉。而一行以爲、天下山河之象存乎兩戒。…

以下が、大衍曆議の「分野」に当たる。『天下山河兩戒考』はこれを注釋したもので、『四庫全書總目提要』卷七十二/史部二十八/地理類存目一（總志）に、

國朝徐文靖撰。…星野之說、見於周禮保章氏。以星土辨九州之地。所封封域、皆有分星、以觀妖祥。…唐而僧一行又據山河以分、於義尤近。然其說有云、魏徙大梁、則西河合於東井。秦拔宜陽、而上黨入於輿鬼。彼此遷就、益涉支離。特其文辭綜博、足以自達所見、故後代言分野者悉宗之。文靖廣採群書以爲之註、此八卷是也。自卷九至卷十四則文靖所續補、亦引群書爲之註。…

とある。卷十は徐文靖の「續補」に屬し、目録に「古國十四補十一」とあるように、

古秦・梁・幽・芮・豐・畢・駘・杠・有扈・密須・庸・蜀・羌・髳及崇・濮・亳・岐・驪・攜・定・允戎・犬戎・白狄・姜戎氏

の秦～髳の十四國は『新唐書』天文志にも見えるが、「及」以下、崇～姜戎氏の十一國は徐文靖が補ったものである。雷學淇はそのことを失念し、これらをも『大衍曆議』に屬するものと誤認しているのである。「豐・岐・驪・攜」と、豐・岐の間の畢～亳を省略した引用は、「豐・岐」が關中の都城である周原・豐鎬を汎稱する慣用語であったからであろう*26。「攜」につき、徐文靖は、

*26 『讀史方輿紀要』卷一百三十/分野「武王伐殷、歲在鶉火。伶州鳩曰、歲之所在我有周之分野、

昭二十六年傳、幽王用愆厥位、攜王奸命、諸侯替之、而建王嗣。杜注、攜王、幽王少子伯服也。王嗣、宜臼也。王幸褒姒、生伯服、欲立之、而殺太子、太子奔申。案竹書、幽王十一年、申人・鄩人及犬戎入宗周、弑王、犬戎殺王子伯服、執褒姒以歸、申侯・魯侯・許男・鄭子立宜臼於申、虢公翰立王子余臣於攜。平王二十一年、晉文侯殺余臣於攜。攜、周邑。攜王、蓋余臣、非伯服也。詩小雅、赫赫宗周、褒姒滅之。毛傳曰、褒、國也。姒、姓也。括地志、褒國城在梁州褒城縣東二百步。水經注云、南鄭、故褒之附庸。

と注記するのみで、攜が雍州すなわち關中に屬する具體的な根據は示されていない。程發軔 1967 は、攜・戲雙聲を根據に、攜を陝西臨潼縣東三十里の戲亭に比定する。また、王恩田 2012 は臨潼から秦代陶文「嵩亭」*27 が出土していることを指摘する。

ここで注目されるのが、『繫年』において「邦君諸正」が攜王を擁立した、攜王死後、「邦君諸侯」が周に朝しなくなったとあることである。「邦君」は内諸侯、「諸侯」は外諸侯（陳英傑 2007）、「諸正」は、『詩』大雅／雲漢の「庶正」（鄭箋「衆官之長」）に當たる。攜王死後の「周亡王」に「諸侯」が言及されているのに對し、攜王擁立に「諸侯」が見えないことは、攜王擁立が内服で行われたことを示す。さらに王官の長である「諸正」は周王朝の王都ないしその近傍に集住していたはずである。したがってかれらの關與は、幽王が敗滅してその主を失った豐鎬周邊に「攜」を比定することを支持するもの考える。

ついで指摘すべきは、「邦君諸侯焉始不朝于周」が、『詩』小雅／雨無正

（詩序「雨無正、大夫刺幽王也。雨自上下者也。眾多如雨、而非所以爲政也。」）

浩浩昊天、不駿其德。降喪饑饉、斬伐四國。旻天疾威、弗慮弗圖。舍彼有罪、既伏其辜。若此無罪、淪胥以鋪。

周宗既滅、靡所止戾。正大夫離居、莫知我勩。三事大夫、莫肯夙夜。邦君諸侯、莫肯朝夕。庶曰式臧、覆出爲惡。

如何昊天、辟言不信。如彼行邁、則靡所臻。凡百君子、各敬爾身。胡不相畏、不

蓋指鶉火爲西周豐・岐之地。今乃以當洛陽之東周、何也。周平王以豐・岐之地賜秦襄公、而其分星乃謂之鶉首、何也。」なお、「豐・岐之地」を『史記』秦本紀「戎無道、侵奪我岐・豐之地」は「岐・豐之地」に作る。

*27 秦俑考古隊 1980・王恩田 2006、6.400.1-4。

畏于天。

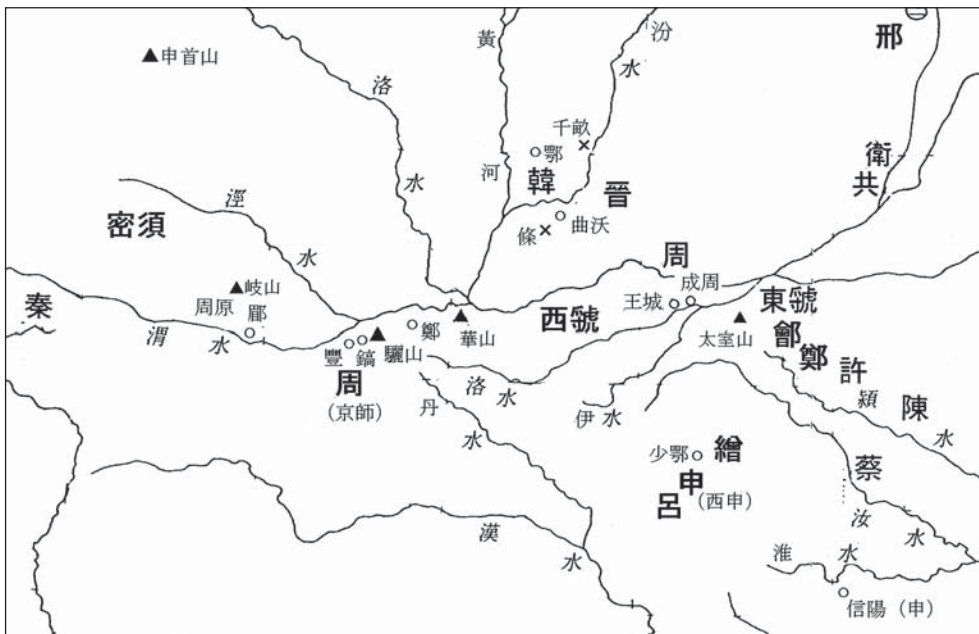
戎戢不退、飢成不遂。曾我褻御、僭僭日瘁。凡百君子、莫肯用訊。聽言則荅、譖言則退。

哀哉不能言。匪舌是出、維躬是瘁。哿矣能言。巧言如流、俾躬處休。

維曰予仕、孔棘且殆。云不可使、得罪于天子。亦云可使、怨及朋友。

謂爾遷于王都、曰予未有室家。鼠思泣血、無言不疾。昔爾出居、誰從作爾室。

を踏まえていることである。『詩序』は幽王在位中の詩とするが、『繫年』の編者はこれを攜王敗滅後の詩としていることになる。あるいはそのように解した独自の『詩序』が存在したものかも知れない*28。



第三章 平王・攜王の年代

『繫年』は攜王二十一年（770-750BC）・空位期間（「周亡王」）九年（749-741BC）を経て、740BCに晉文侯が平王を擁立し、738BCに東遷するという独自の年代観をもつ。本章は、この問題につき考證する。

*28 『詩』の東遷關聯の記述については、劉逸文 2003 がある。

1 平王東遷に關する諸文獻の記述

まずは、平王東遷に關する諸文獻の記述を整理しておこう。

(1) 晉文侯・鄭武公

『左傳』において、東遷の年次は、僖二十二（638BC）

初、平王之東遷也、辛有適伊川、見被髮而祭於野者、曰、不及百年、此其戎乎。
其禮先亡矣。秋、秦・晉遷陸渾之戎于伊川。

に、638BC から「不及百年」と見え、これを根據に舊稿では「738BC 以降」とした。『史記』に據り、洛陽樊都を 770BC とする從來の論者は、638BC が 770BC から 133 年目となり、「不及百年」と矛盾することにすでに気づいていた。そこで、杜預は、「計此去辛有過百年、而云不及百年、傳舉其事驗、不必其年信」と論じ、『左傳會箋』は、

自平王元年、至今百三十三年矣、伊川之爲戎聚既久、…不及百年一句、伊川之有戎、瞭然可知、傳既書伊雒之戎同伐京師於十一年、彼此相照而益明了。

と、670BC 以前に戎が伊川周邊にいたことを主張し、楊伯峻 1981 は、「或辛有之言説于中葉」と、「辛有適伊川」以下を 738BC 以降とし、「平王之東遷」と切り離すが、それでは辛有の豫言を 638BC に繋げた意味がなくなり、本末を轉倒した議論といわざるを得ない*29。

ついで、平王東遷に關與した諸侯としては、隱六「周桓公言於王曰、我周之東遷、晉・鄭焉依」が晉・鄭を挙げ、杜預は「幽王爲犬戎所殺、平王東徙、晉文侯・鄭武公左右王室、故曰晉・鄭焉依」と注する。

晉文侯の勤王は、

狐偃言於晉侯曰、求諸侯莫如勤王。諸侯信之、且大義也。繼文之業、而信宣於諸侯、今爲可矣（杜注「晉文侯仇爲平王侯伯、匡輔周室」）。(僖二十五)

丁未、獻楚俘于王、駟介百乘、徒兵千。鄭伯傅王、用平禮也（杜注「以周平王享晉文侯仇之禮享晉侯」）。己酉、王享醴、命晉侯宥。王命尹氏及王子虎・內史叔興父

*29 王雷生 1997 は『左傳』僖十一（649BC）「夏、揚拒泉皋伊雒之戎、同伐京師、入王城、焚東門。王子帶召之也。秦・晉伐戎以救周。秋、晉侯平戎于王」を「不及百年、此其戎乎」の驗とし、『史記』秦本紀「(文公)十九年(747BC)、得陳寶」を平王東遷に關わるものとして、747BC を東遷の年次とする。全般に議論に飛躍が多いが、これも何より辛有の豫言が 638BC に繋げられたことが説明できない點で支持できない。

策命晉侯爲侯伯、賜之大輅之服・戎輅之服・彤弓一・彤矢百・旅弓矢千・秬鬯一卣・虎賁三百人、曰、王謂叔父、敬服王命、以綏四國、糾逖王慝。晉侯三辭、從命、曰、重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顯休命。受策以出、出入三覲。(僖二十八)

隨季對曰、昔平王命我先君文侯曰、與鄭夾輔周室、毋廢王命。(宣十二)

伯父若肆大惠、復二文之業(杜注「二文謂文侯仇・文公重耳」、弛周室之憂、徼文武之福、以固盟主、宣昭令名、則余一人有大願矣。(昭三十二)

に窺われ、鄭武公の勤王は、

鄭武公・莊公爲平王卿士。(隱三)

鄭有平・惠之勳(杜注「平王東遷、晉・鄭是依」、又有厲・宣之親、(僖二十四)

我先君武・莊爲平・桓卿士。(襄二十五)

に窺われる。『詩序』鄭風／緇衣

緇衣、美武公也。父子竝爲周司徒、善於其職、國人宜之、故美其德、以明有國善善之功焉。

にも、鄭桓公・武公が周幽王・平王の司徒をつとめたことが見える。

『繫年』においても第2章前半では、平王擁立と東遷は晉文侯が行ったものとし、さらに後半では「鄭武公亦正東方之諸侯」と、鄭武公が登場する。

『國語』においても、

富辰諫曰、…鄭武・莊有大勳力于平・桓。我周之東遷、晉・鄭是依。子頹之亂、又鄭之繇定。…平・桓・莊・惠皆受鄭勞、王而棄之、是不庸勳也。(周語中)

公子過鄭、鄭文公亦不禮焉。叔詹諫曰、…晉・鄭兄弟也、吾先君武公與晉文侯戮力一心、股肱周室、夾輔平王、平王勞而德之、而賜之盟質、曰、世相起也。…若用前訓、文侯之功、武公之業、可謂前訓。若禮兄弟、晉・鄭之親、王之遺命、可謂兄弟。…弗聽。(晉語四)

冬、襄王避昭叔之難、居于鄭地汜。使來告難、亦使告于秦。子犯曰、民親而未知義也、君盍納王以教之義。若不納、秦將納之、則失周矣、何以求諸侯。不能修身而又不能宗人、人將焉依。繼文之業、定武之功、啟土安疆、於此乎在矣、君其務之。(晉語四)

及平王之末、而秦・晉・齊・楚代興、秦景襄於是乎取周土、晉文侯於是乎定天子、齊莊・僖於是乎小伯、楚蚡冒於是乎始啟濮。(鄭語)

と、晉文侯・鄭武公ばかりが言及される。もっとも、ここで注意しておきたいのは、『繫年』を除き、晉文侯・鄭武公の平王推戴を述べるのみで、かれらの東遷への關與を明言しているわけではないということである。

とまれ、『左傳』およびその引用が確認される『繫年』・『國語』には、平王東遷につき、晉・鄭以外の諸侯の關與が認められないことをあらためて強調しておきたい。

これに對し、『史記』では、十二諸侯年表

周	魯	齊	晉	秦	楚	宋	衛	陳	蔡	曹	鄭	燕	吳
十一 幽王爲犬戎所殺。	三十六	二十四	十	七 始列爲諸侯。	二十	二十九	四十二	七	三十九	二十五	三十六 以幽王故、爲犬戎所殺。	二十	
平王元年 東徙維 雒 邑。	三十七	二十五	十一	八 初立西時、祠白帝	二十一	三十	四十三	八	四十	二十六	鄭武公元年	二十一	

は、東遷を平王元年（770BC）とするが、周本紀は、

於是諸侯乃即申侯而共立故幽王太子宜臼、是爲平王、以奉周祀。平王立、東遷于維雒邑、辟戎寇。

と、紀年さえなく、「諸侯」の内容も示されない。

ここでまず指摘しておきたいのは、『史記』が晉文侯・鄭武公の平王東遷への關與に全く觸れないことである。周本紀

富辰諫曰、凡我周之東徙、晉・鄭焉依。子穧之亂、又鄭之由定、今以小怨棄之。王不聽。

は『國語』周語中を引用し、晉文侯・鄭武公が東遷を援助したという傳承を『史記』は知っていたはずだが、頑なにそれに言及しないのである^{*30}。

*30 晉世家「二年春、秦軍河上、將入王。趙衰曰、求霸莫如入王尊周。周晉同姓、晉不先入王、後秦入之、毋以令于天下。方今尊王、晉之資也。三月甲辰、晉乃發兵至陽樊、圍溫、入襄王于周。四月、殺王弟帶。周襄王賜晉河內陽樊之地。」は『左傳』僖二十五を引用するが、「繼

幽王敗滅前後の晉文侯について、『史記』 晉世家は、

文侯十年（771BC）、周幽王無道、犬戎殺幽王、周東徙。而秦襄公始列爲諸侯。

三十五年（746BC）、文侯仇卒、子昭侯伯立。

と、東遷への關與を全く載せない。さらに『書』 文侯之命につき、『書序』

平王錫晉文侯桓鬯圭瓚、作文侯之命。

は、平王が文侯に與えたものとするが、晉世家は、

五月丁未、獻楚俘於周、駟介百乘、徒兵千。天子使王子虎命晉侯爲伯、賜大輅・彤弓矢百・旅弓矢千・桓鬯一卣・珪瓚・虎賁三百人。晉侯三辭、然后稽首受之。

周作晉文侯命、王若曰：父義和、丕顯文・武、能愼明德、昭登於上、布聞在下、維時上帝集厥命于文・武。恤朕身、繼予一人永其在位。於是晉文公稱伯。癸亥、王子虎盟諸侯於王庭。

と、襄王（651-619BC）が文公（636-628BC）に與えたものとする。

同じく幽王敗滅前後の鄭について、『史記』 鄭世家は、

鄭桓公友者、周厲王少子而宣王庶弟也。宣王立二十二年（806BC）、友初封于鄭。封三十三歲（幽王八年 774BC）、…二歲（幽王十一年 771BC）、犬戎殺幽王於驪山下、并殺桓公。鄭人共立其子掘突、是爲武公。武公十年（761BC）、娶申侯女爲夫人、曰武姜。生太子寤生、生之難、及生、夫人弗愛。後生少子叔段、段生易、夫人愛之。二十七年（744BC）、武公疾。夫人請公、欲立段爲太子、公弗聽。是歲、武公卒、寤生立、是爲莊公。

と、武公の東遷への關與にやはり言及しない。

(2) 鄭桓公

さらに舊稿でも述べたように、鄭桓公が幽王とともに犬戎に殺害されたという記述には問題がある。一體、鄭世家は『國語』 鄭語によるが、鄭語は、次のような構成を採る。

(1) 桓公爲司徒、甚得周眾與東土之人、問於史伯曰、王室多故、余懼及焉、其何所可以逃死。史伯對曰、…其濟・洛・河・潁之間乎。是其子男之國、虢・鄆爲大、

文之業」は省略する。

虢叔恃勢、鄩仲恃險、是皆有驕侈怠慢之心、而加之以貪冒。君若以周難之故、寄
 斂與賄焉、不敢不許。周亂而弊、是驕而貪、必將背君、君若以成周之眾、奉辭伐罪、
 無不克矣。若克二邑、鄩・弊・補・舟・依・黹・歷・華、君之土也。若前華後河、
 右洛左濟、主芣・驪而食漆・洧、修典刑以守之、是可以少固。

(2) 公曰、南方不可乎。對曰、…

(3) 公曰、謝西之九州、何如。對曰、其民沓貪而忍、不可因也。唯謝・郟之間、
 其家君侈驕、其民怠沓其君、而末及周德。若更君而周訓之、是易取也、且可長用也。

(4) 公曰、周其弊乎。對曰、殆於必弊者也。…

(5) 公曰、若周衰、諸姬其孰興。對曰、…

(6) 公曰、姜・嬴其孰興。對曰、…

(7) 公說、乃東寄帑與賄、虢・鄩受之、十邑皆有寄地。幽王八年(774BC)而
 桓公爲司徒、九年(773BC)而王室始騷、十一年(771BC)而斃。…

桓公の問いに史伯が將來の状況を豫言する對話篇だが、これがすでにあった出來事を
 豫言の形式で記述したものであることはいふまでもない^{*31}。したがって、(1)は鄭桓公
 が「成周之衆」を用いて虢・鄩を滅ぼし、「濟・洛・河・潁之間」に鄭を建國したこと、
 (3)は南陽の申を制壓したこと、を述べたものとなる。

鄭世家が、桓公が幽王とともに犬戎に殺害されたとするのは、(7)「十一年而斃」を
 桓公の死と誤解したためである。實はこれは(4)「周其弊乎」に呼應し、西周王朝の
 滅亡を指す^{*32}。

竹書紀年、晉文侯[十]^{*33}二年(769BC)、周宣王子多父伐鄩、克之。乃居鄭父
 之丘、名之曰鄭、是曰桓公。(『水經注』洧水)

臣瓚曰、周自穆王以下都於西鄭、不得以封桓公也。初桓公爲周司徒、王室將亂、
 故謀於史伯而寄帑與賄於虢・會之間。幽王既敗、二年(769BC)而滅會、四年(767BC)
 而滅虢、居於鄭父之丘、是以爲鄭桓公、無封京兆之文也。(『漢書』地理志/京兆
 尹/鄭)

*31 歴史記述の一つの形式としての豫言については、吉本2016を見よ。

*32 陳夢家1958(1995にはじめて公刊)・沈長雲1997も同様に『史記』の誤を指摘している。

*33 方詩銘・王修齡1981の校訂に従う。

は、桓公が769BCに鄆を、767BCに東虢を滅ぼしたことを記し、桓公が少なくとも767BCまで存命だったことを示す。桓公の東遷は、『左傳』昭十六

子產對曰、昔我先君桓公與商人皆出自周、庸次比耦以艾殺此地。

に明示され、隱十一の鄭莊公の發言「吾先君新邑於此」も同じく桓公東遷を指すものとなる。

なお清華簡『良臣』（李學勤主編 2012）

鄭桓公與周之遺老伯・宦仲・虢叔・杜伯後出邦。

には、鄭桓公が「周之遺老」とともに「出邦」したことが見え、桓公東遷が幽王敗亡後にあったことを伝える。また、清華簡『鄭文公問太伯』（李學勤主編 2016）

昔吾先君桓公後出自周、以車十乘、徒三十人、敷其腹心、奮其股肱、以協于庸偶、接胄被甲、撓戈盾以造勳。戰于魚麗、吾乃獲函・邲、覆車襲紂、克鄆朝食、容社之處、亦吾先君之力也。

は、鄭桓公の鄆征服を伝える。

さらに、桓公については、その出自について問題がある。すなわち、『史記』では、

鄭桓公友者、周厲王少子而宣王庶弟也。（鄭世家）

鄭桓公友元年 始封。周宣王母弟。（十二諸侯年表）

鄭叔瞻諫其君曰、晉公子賢、而其從者皆國相、且又同姓。鄭之出自厲王、而晉之出自武王。（晉世家）

など、厲王の子とするが、これに對し、雷學淇『竹書紀年義證』卷二十六および『介庵經說』卷七／春秋說／鄭系考は宣王の子とする説を提唱し、陳槃 1969 はこれを補強する。雷・陳の行論を踏まえつつ、桓公を宣王の子とする説を整理すると以下の如くである。

『左傳』では、

子雖齊聖、不先父食、久矣。故禹不先鯀、湯不先契、文武不先不窋。宋祖帝乙、鄭祖厲王、猶上祖也。（文二）

は、鄭の祖先として厲王しか挙げないが、

鄭有平・惠之勳、又有厲・宣之親、（僖二十四）

鄭伯肉袒牽羊以逆、曰、孤不天、不能事君、使君懷怒、以及敝邑、孤之罪也、

敢不唯命是聽。其俘諸江南、以實海濱、亦唯命。其翦以賜諸侯、使臣妾之、亦唯命。若惠顧前好、徼福於厲・宣・桓・武、不泯其社稷、使改事君、夷於九縣、君之惠也、孤之願也、非所敢望也。敢布腹心、君實圖之。(宣十二)

は、厲王・宣王を並列する。祖父を祭ることはあっても兄を祭ることはないので、これらは鄭桓公の父が宣王であったことを示すものとなる。ついで『竹書紀年』については、『史通』

而竹書紀年出於晉代、學者始知…鄭桓公厲王之子。則與經典所載、乖刺甚多。(雜說上)

は「厲王之子」に作るが、これでは「經典」と「乖刺」しないので、「厲王」は「宣王」の誤寫とされ、したがって、『竹書紀年』

竹書紀年、晉文侯二年、同惠王子多父伐鄩、克之。乃居鄭父之丘、名之曰鄭、是曰桓公。(『水經注』洧水) *34

の「同惠王」も「周宣王」の誤寫とされる。

さらに『國語』周語中「鄭出自宣王」は鄭桓公が宣王の子であることを明示する。

張以仁 1987 は雷學淇・陳槃説に反駁するが、『左傳』・『竹書紀年』・『國語』が『史記』に先行する以上、宣王の子とせざるを得ない。

もっとも、この場合、別の問題が発生する。すなわち、『法苑珠林』卷六には、『搜神記』の引用として、

周宣王三十三年、幽王生。是歲有馬化爲狐。

が見え、「馬化爲狐」は、『竹書紀年』に見えるので、「周宣王三十三(795BC)年、幽王生」も『竹書紀年』に由來すると思われる。一方で、宣王の年齢については、『國語』周語上に厲王出奔の際(842BC)にごく幼年であったことが見え、この年次に出生したとしても、795BCにはすでに四十八歳である。これに關聯して、『太平御覽』の引く『古文瑣語』

瑣語曰、宣王之元妃后、獻不恆期月而生、后弗敢舉。天子召問群王之元史、史皆答曰、若男子也、身體有不全、諸骨節有不備者則可、身體全骨節備、不得于天子也、將必喪邦。天子曰、若而、不利余一人、命棄之。仲山父曰、天子年長矣、

*34 邵東方 2011 はこの一節に關する專論である。

而未有子、或者天將以是棄周、雖棄之何益。天子弗棄之。(卷八十五 / 皇王部十 / 幽王)

瑣語曰、元妃獻后生子、不恆其月而生、后弗敢舉。王召群吏問、將棄之。仲山甫曰、天將以是棄周、棄之何益。且卜筮言、何必從。乃弗棄。(卷百三十五 / 皇親部一 / 宣王后)

には、「天子年長矣、而未有子」と高齢の宣王に子がなく、幽王が最初の子であったことが示唆される。『竹書紀年』・『古文瑣語』が同じく汲冢書に属することから、この二つを結合すれば、宣王三十三年に出生した幽王が宣王の最初の子であったということになる。ところが、『史記』には宣王二十二年(806BC)に鄭桓公初封が見える。『史記』の宣王二十二年～幽王十一年で三十六年という在位年数には、一定の信憑性を認めるべきだが、『竹書紀年』・『古文瑣語』とは矛盾する。いずれかの材料に錯誤を想定して、これらの整合を圖するような説明には複数の可能性があるが、決定的な判断は下せない^{*35}。

(3) 衛武公

『史記』には、衛世家のみに衛武公の平王東遷援助が見える。すなわち、

四十二年(813BC)、釐侯卒、太子共伯餘立爲君。共伯弟和有寵於釐侯、多予之賂。和以其賂賂士、以襲攻共伯於墓上、共伯入釐侯羨自殺。衛人因葬之釐侯旁、諡曰共伯、而立和爲衛侯、是爲武公。武公即位、修康叔之政、百姓和集。四十二年(771BC)、犬戎殺周幽王、武公將兵往佐周平戎、甚有功、周平王命武公爲公。

には、衛武公(812-758BC)が幽王敗滅後出兵して戎を平らげたため、「公」に命ぜられたとある。

衛武公は、『左傳』襄二十九

爲之歌邶・鄘・衛、曰、美哉淵乎。憂而不困者也。吾聞衛康叔・武公之德如是、是其衛風乎。

『國語』楚語上

昔衛武公年數九十有五矣、猶箴儆於國、曰、自卿以下至於師長士、苟在朝者、無

^{*35} 幽王らの年齢については、程平山 2015 に詳しい。

謂我老耄而舍我、必恭恪於朝、朝夕以交戒我。聞一二之言、必誦志而納之、以訓導我。在輿有旅賁之規、位宁有官師之典、倚几有誦訓之諫、居寢有褻御之箴、臨事有瞽史之導、宴居有師工之誦。史不失書、矇不失誦、以訓御之、於是乎作懿戒以自儆也。及其沒也、謂之睿聖武公。

が名君として賞賛するほか、『詩序』

淇奥、美武公之德也。有文章、又能聽其規諫、以禮自防、故能入相于周、美而作是詩也。(衛風/淇奥)

賓之初筵、衛武公刺時也。幽王荒廢、嬖近小人、飲酒無度、天下化之、君臣上下沈湎淫液。武公既入、而作是詩也。(小雅/賓之初筵)

抑、衛武公刺厲王、亦以自警也。(大雅/抑)

には、幽王の時に周王朝の「相」となったことが見えるが、平王との関係は見えない。また、『繫年』第4章は周成王の衛叔封封建から降って「周惠王立又十七年」(660BC)における狄の衛征服、ついで衛の帝丘遷徙(629BC)に及ぶが、武公には何ら言及しない。

一體、衛世家において衛君の諡號は、(1) 康叔・(2) 康伯～貞伯・(3) 頃侯・釐侯・(4) 武公～聲公・(5) 成侯・平侯・(6) 嗣君～君角と變轉著しく、しかも上掲の武公のほか、

頃侯厚賂周夷王、夷王命衛爲侯。

成侯十一年、公孫鞅入秦。十六年、衛更貶號曰侯。

嗣君五年、更貶號曰君、獨有濮陽。

など諡號が「伯」→「侯」→「公」→「侯」→「君」と變更するごとに一々説明が施されている。同様の變更は、

燕：桓侯 697-691BC・莊公 690-658BC

曹：惠伯 795-760BC・穆公 759-757BC

晉：晉侯緡 704-679BC・武公 715-677BC

と、『史記』のほかの世家にも認められるにも関わらず、このような説明は衛世家にしか見えない。この説明が、『史記』以前の系譜資料に存在し、『史記』がそれをそのまま採用したことを強く示唆する。この系譜資料は、武公において衛君がはじめて「公」

を用いているため、功績があったに違いないと想像し、武公の在位年代が幽王敗滅の前後に渉るため、平戎の功績を創作したものと思われる。武公の東遷への關與が、衛世家にしか見えないのはそのためである。

ここで少しく立ち入って衛世家系譜の諡號の問題を検討しておこう。

(1) 康叔・(2) 康伯～貞伯：『史記』の諸侯系譜の一部において、初封さらにはその後の數世代にわたって、「公」ないし「侯」を用いない稱謂が用いられることがある。

燕：召公

蔡：蔡叔・蔡仲・蔡伯

曹：曹叔・太伯・仲君

宋：微子・微仲

晉：唐叔

西周金文の用例を参照すれば、これらの稱謂のうち、燕の召公の「公」は、最上位の王官の稱謂であり（吉本 1991b・1994）、これを「三公」とする『公羊』隱五

諸公者何。諸侯者何。天子三公稱公、王者之後稱公、其餘大國稱侯、小國稱伯子男。

天子三公者何。天子之相也。天子之相則何以三。自陝而東者、周公主之。自陝而西者、召公主之。一相處乎内。…

の説明は一定有効である。宋の微子の「子」は、王子ないし族長の稱謂として理解できる（路懿菡 2012）。ついで、「仲」「叔」は伯仲叔季の排行に由來し、「伯」は、『左傳』さらに『孟子』以降、公侯伯子男の五等爵の一つとされるが、實のところ「仲」「叔」と一聯の排行であり、西周期の内諸侯はその稱謂に排行を用いることが一般的である。蔡・衛・晉は外諸侯として「侯」に封ぜられたが、当初は内諸侯と同様に排行を用いたということになろう。なお、「附庸」ではあるが、

秦：非子・秦侯・公伯・秦仲

の「伯」「仲」も排行を用いた稱謂である。

衛康伯～貞伯が「伯」を用いることについては議論がある。衛康叔が「侯」に封ぜられたことは『書』康誥「王若曰、孟侯、朕其弟、小子封」に見え、西周金文（464・2153（I B43）・2504・4059（I A95）・6173・8310・11450・11778・11779・11812・12020）では「康侯」と稱されている。衛世家は、諡號・爵を一致するものとし、した

がって、康伯が「伯」に降爵されたと理解している。

これに對し、『史記索隱』は、

按、康誥稱命爾侯于東土、又云、孟侯、朕其弟、小子封、則康叔初封已爲侯也。比子康伯即稱伯者、謂方伯之伯耳、非至子即降爵爲伯也。故孔安國曰、孟、長也。五侯之長、謂方伯。方伯、州牧也、故五代孫祖恆爲方伯耳。至頃侯德衰、不監諸侯、乃從本爵而稱侯、非是至子即削爵、及頃侯賂夷王而稱侯也。

と、康誥「孟侯」に對する孔安國傳を根據に康伯以下の「伯」を「方伯」の「伯」とする。これに對し、顧炎武『日知錄』卷二十七／史記注は、

衛世家、頃侯厚賂周夷王、夷王命衛爲侯。是頃侯以前之稱伯者乃伯子男之伯也。索隱以爲方伯之伯。雖有詩序旄丘責衛伯之文可據、然非太史公意也。且古亦無以方伯之伯而繫諡者。

は、「方伯」の「伯」を諡號に用いることはないとして、あらためて「伯」を伯爵とする。

衛世家に對する解釋として、伯爵説は妥當だが、降爵についてはその實例を得ず、系譜そのものの解釋としては説得力に乏しい。

降爵について、『春秋經』隱十一「春、滕侯・薛侯來朝」において滕・薛はともに「侯」だが、それぞれ桓二「滕子來朝」・莊三十一「夏四月、薛伯卒」以降、滕は「子」、薛は「伯」となる。『左傳正義』桓二

自是以下、滕當稱子、故疑爲時王所黜。於時周桓王也、東周雖則微弱、猶爲天下宗主、尚得命邾爲諸侯、明能黜滕爲子爵。

は、周王朝による降爵と解するが、春秋金文では滕・薛は一貫して「侯」を稱しており、滕「子」、薛「伯」は『春秋經』の貶記に過ぎない。

ついで、姚鼐『惜抱軒全集』筆記卷四／史部一／史記

衛世家貞伯卒、子頃侯立、頃侯厚賂周夷王、夷王命衛爲侯。太史公以康伯及考伯以下五世皆稱伯、至頃侯稱侯、故疑衛本伯爵。不知周初字諡之法。其稱伯者、以字爲諡、非爵也。王曰、孟侯。衛自康叔爲侯矣。豈特夷王時哉。

は、衛世家の伯爵説を否定する。ここにいう「周初字諡之法」が上述の伯仲叔季の排行を用いた稱謂にはかならない。系譜そのものの解釋として従うべきものであろう。

以下では、便宜上「公」「侯」「伯」を爵と稱するが、これらは本來それぞれ別個の

由來をもつ稱謂であり、五等爵の一部として一聯の等級をなしていたわけではないことを豫め附言しておく。

(3) 頃侯・釐侯・(4) 武公～聲公：衛および上掲の燕・曹・晉について、『春秋經』は、衛・晉を侯爵、燕・曹を伯爵とする。ただし燕については、西周金文（NA1367・NA1368）に燕侯克の封建「令（命）克侯于匭（燕）」が見え、実際には侯爵であった。『春秋經』の「北燕伯」は、燕を齊の從屬國とみなした上での貶記である。

『史記』系譜の諡號においては、燕・衛・晉は「侯」→「公」、曹は「伯」→「公」と變化しており、「侯」「伯」の爵を用いた諡號から、國君に對する一般的稱謂である「公」を用いた諡號に變更されている。

燕・衛・晉および曹の系譜では、「公」の諡號を用いる以前に、爵・諡號が一致している。しかしながら、これらの事例を根據に爵・諡號の本來的な一致を一般的に主張することは困難である。まず、秦・齊・魯・陳・杞・宋・鄭の『史記』系譜の諡號は、宋の微子・微仲を除けば、初封以來一貫して「公」を用いている。これらのうち公爵は宋だけで、齊・魯・陳は侯爵、秦・杞・鄭は伯爵である。

西周および東周初年の金文では、外諸侯の諡號として、魯の「魯公」（648・I B62）・衛の「康公」（9244・10309）・晉の「文侯」（2826）の諡號が確認される。同じく侯爵でありながら、魯・衛は爵を諡號に用いず、晉は用いていたことになる。要するに、春秋前期以前における爵・諡號の一致を一般的に主張することはできない。

さらに『春秋經』は、諸侯の諡號に一律に「公」を用いる。春秋金文では、

秦：邵文公・靜公・憲公（262・264・267・268・269）

宋：穆公・襄公・成公（280・285）

齊：靈公（276）

について、「公」を用いた諡號のみが確認される。この事實は、『春秋經』の「公」を用いた諸侯諡號が、春秋時代のより一般的な實態を反映したものであることを示す。

春秋期の諸侯が爵とは無關係に諡號に「公」を用いることについて、『左傳』隱三杜注は「書葬則舉諡稱公者、會葬者在外、據彼國之辭也」とし、『左傳正義』は、これを敷衍して、

至於書葬、則五等之爵皆舉諡稱公者、會葬者在於國外、據彼國之辭。彼國臣子稱

君曰公、書使之行、不得不稱公也。

と説明する。諡號は國內で用いられるものとの理解である。梁玉繩『史記志疑』卷二十/衛康叔世家は、

案、東遷以後、諸侯於其國皆稱公、從未有天子命諸侯爲公者、武公蓋入爲王卿士耳。とするが、上述の如く、侯爵が諡號に「公」を用いることはすでに西周金文にその用例を見出しうる。

一方で、春秋金文では、宋・晉・秦・曹・邾・許が「國號+公」の稱謂を用いている。『春秋經』では、宋は公爵だが、晉は侯爵、秦・曹は伯爵、許は男爵である。邾は春秋金文に「邾伯」を稱する例があるが、『春秋經』は子爵に貶記している。春秋期の一部諸侯國では諡號のみならず、國號を用いた生稱においても爵を用いなくなっているのである。

(5) 成侯・平侯:ここで指摘すべきは、戰國前期に、三晉が「侯」を用いる諡號を「復活」させていることである。これは、三晉が周王朝による諸侯公認(403BC)以後も、晉になお臣従し、その晉の諡號が「公」を用いていたため、それより一等降る「侯」を用いたものであろう。ここで注目されるのは、『竹書紀年』

按紀年、魯恭侯・宋桓侯・衛成侯・鄭釐侯來朝。皆在十四年。(『史記索隱』魏世家)である。ここでは、魯・宋・衛の諡號につき「侯」が用いられている。上述の如く、『春秋經』は「公」の諡號を用いる。魏において『竹書紀年』が編纂された際に、これら諸國を「侯」を用いる魏より劣格とみなし、「公」を用いる諡號を不都合としたものであろう。衛世家は「公」→「侯」への「貶號」を成侯十六年とするが、衛成侯十六年は魏惠王十四年 356BC に一致する^{*36}。『竹書紀年』の如き魏系の資料が、この年次以降、衛成侯・平侯の諡號を用いていることから、この年次に衛が「貶號」したという認識が生じ、衛世家が採用した系譜資料がそうした認識を用いたものであろう。

春秋時代の諸侯がもっぱら「公」の諡號を用いていたのに對し、三晉の諸侯公認以降、「公」「侯」の諡號が優劣を含意するものとして用いられるようになったわけである。諡號を爵と一致するものとして、それゆえに王朝の認證によって昇降するという衛世家の言説は、こうした戰國期の状況を反映するものと思われる。

^{*36} 戰國王侯の在位年代については、吉本 1998b を見よ。

(6) 嗣君～君角：衛世家は嗣君五年（330BC）に衛が「侯」→「君」に「貶號」したとする。『竹書紀年』

竹書紀年、梁惠成王五年、公子景賈率師伐鄭、韓明戰于陽、我師敗逋澤北。（『水經注』濟水）

を方詩銘・王修齡 1981 は、

梁惠成王〔後元〕五年、公子景賈率師伐鄭、韓（明）〔朋〕戰于〔濮〕陽、我師敗（逋）〔圃田〕澤北。

と校訂する。これに先立ち、魏・齊と趙・韓が交戦し、衛は魏の側に参戦し、『呂氏春秋』首時に「邯鄲以壽陵困於萬民、而衛取蒯氏」とあるように、趙に侵攻したが、『竹書紀年』に見えるように、魏惠王後元五年（330BC）、魏は韓に敗戦した。衛は諸侯としての「衛侯」の地位を喪失し、趙の附庸として「衛君」を稱することになったものであろう。『左傳』僖三十一（629BC）「冬、狄圍衛、衛遷于帝丘。卜曰、三百年」はこの事件を指す。衛世家は嗣君以降、「君」の諡號を用いるが、『竹書紀年』

樂資據紀年以嗣君即孝襄侯也。（『史記索隱』衛世家）

によれば、魏は當初、衛の附庸への轉落を認めず、嗣君の死（293BC）に際して、獨自に「孝襄侯」の諡號を與えた模様である。

ここまでの記述にすでに窺われるように、『史記』のそれに限らず、系譜資料は一般に、後代の二次的整理・改變を経ていることが容易に推測される。ここでは、『史記』系譜を起點として考證を進めたが、蔡侯の諡號について、『史記』が「侯」を用いるのに對し、『春秋經』は「公」を用い*37、晉侯の諡號について、唐叔を春秋金文（10342）が唐公に、僖侯・昭侯を『詩序』が僖公（唐風／蟋蟀）・昭公（唐風／山有樞・揚之水・

*37 蔡侯の諡號につき、『春秋經』は宣公（隱八）・文公（宣十七）・景公（襄三十）・靈公（昭十一）・平公（昭二十一）・昭公（哀四）は「公」を用いるが、桓侯（桓十七）のみは「侯」を用いる。一方、『左傳』は、桓侯（桓十七）・哀侯（莊十・莊十四）・穆侯（僖六）・文侯（襄二十）・景公（成二）／景侯（襄三十）・靈公（昭十三）／靈侯（昭十一）・平公（昭二十一）／平侯（昭二十一）・昭侯（定三・哀四）と「侯」を用いることがより一般的だが、「公」を用いる場合もある。『春秋經』『左傳』の利用した系譜資料が「侯」を用い、『春秋經』はほかの諸侯に合わせてこれを「公」に改變したが、「桓侯」については改變を失念し、『左傳』は『春秋經』に合わせて一部を「公」に改變したが、ほとんどは原資料のまま「侯」を用いたものと思われる。

椒聊・鵲羽)に、文侯を『竹書紀年』(『左傳正義』昭二十六)が文公に、衛侯の諡號について、康叔を西周金文(9244・10309)が康公に、頃侯を『詩序』邶風/柏舟が頃公に作るなどの事例が確認される。こうした次第で、先秦王侯の諡號について議論を進めることは現時点ではなお不確かさを免れ得ない。

(4) 秦襄公

衛武公の平王東遷への關與が衛世家にしか見えないのに對し、秦襄公の平王東遷の關與は、『史記』の隨所に見える。

七年(771BC)春、周幽王用褒姒廢太子、立褒姒子爲適、數欺諸侯、諸侯叛之。西戎犬戎與申侯伐周、殺幽王酈山下。而秦襄公將兵救周、戰甚力、有功。周避犬戎難、東徙雒邑、襄公以兵送周平王。平王封襄公爲諸侯、賜之岐以西之地。曰、戎無道、侵奪我岐・豐之地、秦能攻逐戎、即有其地。與誓、封爵之。襄公於是始國、與諸侯通使聘享之禮、乃用騶駒・黃牛・羝羊各三、祠上帝西時。(秦本紀)

自周克殷後十四世、世益衰、禮樂廢、諸侯恣行、而幽王爲犬戎所敗、周東徙雒邑。秦襄公攻戎救周、始列爲諸侯。秦襄公既侯、居西垂、自以爲主少皞之神、作西時、祠白帝、其牲用騶駒・黃牛・羝羊各一云。(封禪書)

秦襄公救周、於是周平王去酈鄙而東徙雒邑。當是之時、秦襄公伐戎至岐、始列爲諸侯。(匈奴列傳)

などでは、秦襄公(777-766BC)が幽王敗滅後、戎を破り、平王の東遷を護送し、その功績によって諸侯に列せられたとする。ほかの諸侯は登場せず、秦襄公が單獨で平王を支援したような記述になっている。『史記』のほかの部分においても、

莊公二十四年(771BC)、犬戎殺幽王、周東徙雒。秦始列爲諸侯。(齊世家)

孝公二十五年(771BC)、諸侯畔周、犬戎殺幽王。秦始列爲諸侯。(魯世家)

頃侯二十年(771BC)、周幽王淫亂、爲犬戎所弑。秦始列爲諸侯。(燕世家)

釐侯三十九年(771BC)、周幽王爲犬戎所殺、周室卑而東徙。秦始得列爲諸侯。(蔡世家)

惠伯二十五年(771BC)、周幽王爲犬戎所殺、因東徙、益卑、諸侯畔之。秦始列爲諸侯。(曹世家)

平公七年（771BC）、周幽王爲犬戎所殺、周東徙。秦始列爲諸侯。（陳世家）

戴公二十九年（771BC）、周幽王爲犬戎所殺、秦始列爲諸侯。（宋世家）

文侯十年（771BC）、周幽王無道、犬戎殺幽王、周東徙。而秦襄公始列爲諸侯。（晉世家）

若敖二十年（771BC）、周幽王爲犬戎所弑、周東徙、而秦襄公始列爲諸侯。（楚世家）

の如く、幽王敗滅に關して、東遷が見えない事例はあるが、秦襄公が諸侯に列したことは必ず見える。この記述は、

太史公讀秦記、至犬戎敗幽王、周東徙洛邑、秦襄公始封爲諸侯、作西時用事上帝、僭端見矣。（六國年表）

に窺われるように、『秦記』に由來する。『秦記』は平王東遷につき秦襄公にしか言及せず、『史記』は『秦記』の記述を優先し、『秦記』に見えない晉文侯・鄭武公などは敢えて無視したということになろう。

もっとも、平王が771BC幽王敗滅の時點ですでに南陽の申に出奔しており、738BC以降にはじめて洛陽に東遷した以上、766BCに卒した秦襄公が平王東遷を援助したという記述は後世の創作と考えざるを得ない。

果たして『左傳』襄二十九

爲之歌秦、曰、此之謂夏聲。夫能夏則大、大之至乎、其周之舊也。

や、『繫年』第3章

周室既卑、平王東遷、止于成周、秦仲焉東居周地、以守周之墳墓、秦以始大。

あるいは上掲の『國語』鄭語「秦景襄於是乎取周土」は、秦が周の故地を占據したことをいうに過ぎない。一方で、『詩序』は、

駟驢、美襄公也。始命（毛傳「始命、命爲諸侯也。秦始附庸也。」）、有田狩之事、園囿之樂焉。

小戎、美襄公也。備其兵甲、以討西戎。西戎方彊、而征伐不休、國人則矜其車甲、婦人能閱其君子焉。

蒹葭、刺襄公也。未能用周禮、將無以固其國焉（毛傳「秦處周之舊土、其人被周之德教日久矣。今襄公新爲諸侯、未習周之禮法、故國人未服焉」）。

終南、戒襄公也。能取周地、始爲諸侯、受顯服、大夫美之、故作是詩以戒勸之。
 の如く秦襄公に言及するが、終南の序は、「始爲諸侯」と明言する。ついで『呂氏春秋』
 疑似「而平王所以東徙也、秦襄・晉文之所以勞王勞而賜地也。」は、秦襄公が晉文侯と
 ともに、平王東遷を援助し、その功績をもって地を賜ったとする。吉本 1998a・2003a
 に述べたように、このような歴史認識は、秦獻公の石門の戦における勝利に對する周
 王朝の祝賀（364BC）～惠文王稱王（325BC）の時期における秦史の再編に由來するも
 のであろう。

(5) 『今本竹書紀年』

『今本竹書紀年疏證』

(幽王)

(1) 三年、王嬖褒姒。(史記周本紀…) …

(2) 五年、王世子宜臼出奔申。(史記周本紀…) …

(3) 八年、…王立褒姒之子曰伯服、以爲太子。(御覽一百四十七引紀年…左傳昭
 二十六年疏引…)

(4) 九年、申侯聘西戎及鄩。(鄭語…)

(5) 十年春、王及諸侯盟于太室。(書鈔二十二引紀年…左昭四年傳…) …

(6) 王師伐申。(鄭語…)

(7) 十一年、…申人・鄩人及犬戎入宗周、弑王及鄭桓公。(史記周本紀…鄭世家…)

(8) 犬戎殺王子伯服。(左傳昭二十六年疏引紀年…)

(9) 執褒姒以歸。(史記周本紀…)

(10) 申侯・魯侯・許男・鄭子立宜臼于申、虢公翰立王子余臣于攜。(原注：是
 爲攜王、二王竝立。左傳昭二十六年疏引紀年、先是申侯・魯侯・許文公立平王於申。
 以本太子、故稱天王。幽王既死、而虢公翰又立王子余臣于攜。周二王竝立。
 二十一年、攜王爲晉文公所殺。以本非適、故稱攜王。)

(11) 武王滅殷、歲在庚寅。二十四年、歲在甲寅、定鼎洛邑、至幽王二百五十七年、
 共二百八十一年。自武王元年己卯至幽王庚午、二百九十二年。(…)

平王 (原注：名宜臼。史記作宜咎。)

(12) 自東遷以後始紀晉事、王即位皆不書。(春秋經傳集解後序…)

(13) 元年辛未、王東徙洛邑、(史記周本紀…)

(14) 錫文侯命。(尚書序…)

(15) 晉侯會衛侯、鄭伯、秦伯、以師從王入于成周。(史記衛康叔世家…又秦本紀…)

が指摘するように、『今本竹書紀年』の記述は、もっぱら先行諸文献を綴り合わせたものだが、(2) 五年・(4) 九年・(5) 十年は独自の年次である。本来の『竹書紀年』の材料が保存された可能性もないではないが、適度に年次を附した可能性もまた否定できず、この部分に独自の資料的価値を積極的に認めることはできない。

若干の注釋を加えておこう。

(2) の「王世子」は、『春秋經』僖五「公及齊侯・宋公・陳侯・衛侯・鄭伯・許男・曹伯會王世子于首止」に見える。

(4) 「申侯聘西戎及鄆」は『國語』晉語一「申人・鄆人召西戎」に基づくものであろう。

晉語は申・鄆が西戎を「召」したとするが、(4) は申が西戎・鄆を「聘」したとし、申がもっぱら積極的である。『春秋經』には動詞「召」はないが、「聘」は頻見する。もともと、『春秋經』の「聘」は「朝聘」であり、「招聘」ではない。

(5) は『左傳正義』昭二十六によるが、まず「申侯・魯侯・許文公」を「申侯・魯侯・許男」に改める。「申侯」「魯侯」が「國＋爵」であるのに對し、「許文公」が「國＋諡號」で不統一なことを嫌ったものである。許の爵は『春秋經』では「男」である。ついで「鄭子」は鄭武公を指す。『春秋經』僖九

夏、公會宰周公・齊侯・宋子・衛侯・鄭伯・許男・曹伯于葵丘。

に對する『左傳』に

九年春、宋桓公卒。未葬而襄公會諸侯、故曰子。凡在喪、王曰小童、公侯曰子。

とある。(2) の鄭桓公の死の直後で「未葬」として、武公は「鄭伯」ではなく「鄭子」を稱するのである。このように、『今本竹書紀年』は『春秋』の書法に従うことが多い。擬古的創作にはかならない。

(10) は「晉侯」すなわち晉文侯を主語とし、これに「衛侯」(衛武公)・「鄭伯」(鄭武公)・「秦伯」(秦襄公)が會して平王東遷を實行したというものである。上述の如く、

①『左傳』・②『史記』および③『史記』が衛世家に用いた系譜資料のそれぞれに言及される、①晉文侯・鄭武公、②秦襄公、③衛武公をまとめたものである。

上述の如く、鄭桓公が幽王とともに死んだとすることは『史記』の誤解に係り、衛武公の東遷への關與は、『史記』が據った系譜資料に基づく。『今本竹書紀年』における『史記』の引用を確言させる。

2 攜王に關する「舊說」

『史記』以來、平王東遷は一般には770BCと認識されてきたが、幽王・平王の間に攜王があり、攜王が何年か在位したのちに、平王がようやく即位したという説があったようである。ここで、この説について検討しておこう。

攜王は、『左傳』襄二十六

至于幽王、天不弔周、王昏不若、用愆厥位。攜王奸命、諸侯替之、而建王嗣、用遷邾郕。

に初見し、杜預は、

攜王、幽王少子伯服也。王嗣、宜臼也。幽王后申姜、生大子宜臼。王幸褒姒、生伯服、欲立之而殺大子。太子奔申、申伯與鄆及西戎伐周、戰於戲。幽王死、諸侯廢伯服而立宜臼、是爲平王、東遷邾郕。

と、伯服を攜王とする。杜預のこの注は、『左傳正義』

(1) 鄭語稱、夏之衰也、褒人之神化爲二龍、以同於王庭、而言曰、余、褒之二君也。夏后卜殺之與去之與止之、莫吉。卜請其禋而藏之、吉。乃布幣焉而策告之、龍亡而禋在、櫝而藏之、及歷殷・周、莫之發也。及厲王之末、發而觀之、禋流於庭、不可除也。王使婦人不韜而噪之、化爲玄黿、以入於王府。府之童妾未既盥而遭之、既笄而孕、當宣王而生。不夫而育、故懼而棄之。時有童謠曰、檠弧箕箒、實亡周國。於是宣王聞之、乃有夫婦鬻是器者、王使執而戮之。夫婦方戮逃在路、哀其夜號也、而取之以逸、逃於褒。褒人有獄、而以入於王、王遂置之、而嬖是女、使至於后而生伯服。

(2) 周語云、幽王伐有褒、褒人以褒姒女焉、褒姒有寵、生伯服、於是乎與虢石父比、逐大子宜臼、而立伯服。大子出奔申、申人・鄆人召西戎以伐周、周於是亡。

(3) 書傳多說其事、此其本也。

(4) 詩序云、幽王取申女以爲后、後得褒姒而黜申后。

(5) 周本紀云、幽王太子母申侯女也、而爲后。王廢后竝去太子、用褒姒爲后、以其子伯服爲太子。申侯怒、乃與鄆・西戎共殺幽王於驪山之下、虜褒姒、盡取周賂而去。於是諸侯乃即申侯共立故幽王太子宜臼、是爲平王。東遷徙於洛邑、辟戎寇也。

(6) 魯語云、幽王滅於戲。戲、驪山之北水名也。

(7) 皇甫謐云、今京兆新豐東二十里戲亭是也。

に列擧された傳世文獻に基づくものである。『左傳正義』はついで

(8) 劉炫云、如國語・史記之文、幽王止立伯服爲太子耳。既虜褒姒、必廢其子、未立爲王、而得呼爲攜王者、或幽王死後、褒姒之黨立之爲王也。

と劉炫の説を掲げる。劉炫は、傳世文獻に伯服を攜王とする記述がないことに注意を喚起した上で、幽王死後、褒姒の黨が伯服を擁立して攜王と稱したものかもしれぬとする。『左傳正義』はついで、

(9) 汲冢書紀年云、平王奔西申、而立伯盤以爲太子、與幽王俱死于戲。先是申侯・魯侯及許文公立平王於申、以本太子、故稱天王。幽王既死、而虢公翰又立王子余臣於攜、周二王竝立。二十一年、攜王爲晉文公所殺。以本非適、故稱攜王。

(10) 束皙云、案左傳、攜王奸命、舊說攜王爲伯服、伯服古文作伯盤、非攜王伯服立爲王積年、諸侯始廢之而立平王。

と、『汲冢書紀年』（『竹書紀年』）およびそれを踏まえた束皙の説を引用する。束皙の議論を敷衍するならば次のようになろう。

(a) 「舊說」では、攜王を伯服とするが、伯服は「古文」（『竹書紀年』）の「伯盤」であり、（『竹書紀年』には伯盤は幽王とともに死んだ、虢公翰が王子余臣を攜で擁立し、適子ではなかったので地名を用いて攜王と稱した、とあるので、攜王は伯服ではない）。

(b) （『竹書紀年』では、幽王敗滅以前に平王が擁立されたとある。「舊說」の主張するように、）攜王伯服が王となって何年か在位したのちに、諸侯が攜王を廢して平王を立てたのではない*38。

*38 李學勤主編 1999 は、「束皙云：案《左傳》攜王奸命，舊說攜王爲伯服，伯服古文作伯盤，

『左傳正義』は最後に

(11) 其事或當然。

と東哲説に左袒する*39。

ここで注目されるのは、攜王が「立爲王積年」ののち、平王が即位したという「舊説」の存在である。これに關聯するかと思われるのが、陸淳『春秋啖趙集傳纂例』卷二／魯十二公譜并世緒第九「孝公卒、子惠公弗湟立。(惠公三年、平王東遷)」なる記述である。「惠公三年」を沈括『夢溪筆談』卷十四／藝文一

按史記年表、周平王東遷二年、魯惠公方即位。則春秋當始惠公而始隱、故諸儒之論紛然、乃春秋開卷第一義也。唯啖・趙都不解始隱之義、學者常疑之。唯於纂例隱公下注八字云、惠公二年、平王東遷。若爾、則春秋自合始隱、更無可論、此啖・趙所以不論也。然與史記不同、不知啖・趙得於何書。又嘗見士人石端集一紀年書、考論諸家年統、極爲詳密。其敘平王東遷、亦在惠公二年、予得之甚喜、亟問石君、云、出一史傳中、遽檢未得。終未見的。據史記年表注、東遷在平王元年辛未歲(770BC)。本紀中都無說、諸侯世家言東遷却盡在庚午歲(771BC)、史記亦自差謬、莫知其所的。

は、「惠公二年」に作る。その一方、王應麟『困學紀聞』卷七／公羊傳

筆談曰、史記年表、平王東遷三年、魯惠公即位。纂例隱公下、注云、惠公三年、平王東遷。不知啖・趙得於何書。鹽石新論以爲啖・趙所云、出何休公羊音訓、當作平王東遷三年、惠公立。此休一時記錄之誤。安定謂、平王東遷、孝公之三十七年也。明年、惠公立。春秋不始於孝公・惠公者、不忍遽絶之、猶有所待焉。歷孝踰惠、莫能中興、於是絶之。所以始於隱公也。

非攜王。伯服立爲王積年、諸侯始廢之而立平王。」と斷句するが、それでは東哲が「伯服立爲王積年、諸侯始廢之而立平王」と主張していることになり、伯服は攜王ではないという上文の主旨と矛盾する。

*39 莊述祖『珍執宦文鈔』卷四／雨無正篇說改は、「伯服立爲王積年、諸侯始廢之而立平王」を孔穎達の發言とし、程平山2015もこれに左袒するが、誤讀である。『尚書正義』顧命「鄭玄注周禮云、斧謂之黼、其繡白黑采也、以絳帛爲質。其意以白黑之線縫刺爲黼又以緣席、其事或當然也。」・『左傳正義』昭元「而云不及君身者、陳思王以爲癘疫之氣、止害貧賤、其富貴之人、攝生厚者、癘氣所不及。其事或當然也。」・昭十八「鄭眾云、攝、攝束茅以爲屏蔽、其事或當然。」の如く「其事或當然(也)」はその直前まで先人の説を引用ないし要約することが通例である。

の引く『夢溪筆談』は、「惠公三年」に作り、「平王東遷三年、惠公立」とあるべきところを何休『公羊音訓』が「惠公三年、平王東遷」と誤寫したという呉仁傑『鹽石新論』の説を引く。これによれば、平王東遷を魯惠公三年(766BC)に繋げる説が後漢以來あったことになり、あるいは平王東遷の年を元年とし、770-767BCの五年を攜王の紀年とする説があったのかもしれない。

さらに臆測をたくましくすれば、たとえば738BCは惠公三十一年である。傳承の過程で「三十一」の「十一」が脱落して「惠公三年」が生じたのかもしれない。

3 『繫年』の年代観

『繫年』は、「(攜惠王)立二十又一年」・「周亡王九年」・「(平王)三年」の紀年をもつ。朱鳳瀚2016が指摘するように、これらの紀年を含む部分は、

立二十又一年、晉文侯仇乃殺惠王于虢。周亡王九年、邦君諸侯焉始不朝于周、晉文侯乃逆平王于少鄂、立之于京師。三年、乃東徙、

「晉文侯仇乃殺惠王于虢」「晉文侯乃逆平王于少鄂」「乃東徙」と均しく「乃」を用いて時間の先後を示す。したがって、吉本2013ですでに指摘したように、「(攜惠王)立二十又一年」は750BC、「周亡王九年」は749-741BC、「(平王)三年」は738BCとなる^{*40}。

あらためて留意すべきは、ここに確認された年代観を無批判に實録として扱うことはできないということである。『繫年』はあくまで戦國時代の編纂物なのであり、これらの紀年についても、個別的に傳承され、あるいは推算されたものが『繫年』の段階で綴合された可能性を配慮せねばならないのである。以下、これらの紀年について検討を進める。

まず「二十又一年」は、上掲の『左傳正義』昭二十六「二十一年」に見える。『今本竹書紀年』はこれを用いて「(平王)二十一年、晉文侯殺王子余臣于攜」と、「二十一年」

^{*40} 李學勤主編2011および清華大學出土文獻讀書會2011は、晉文侯の在位年代780-746BCに配慮して、「周亡王九年」を幽王敗滅後九年(770-762BC)の意味とするが、攜王の「立」が明記されている以上、こうした解釋は『繫年』の文脈に齟齬する。晉文侯の在位年代780-746BCが用いられていなかったものと考えるべきであろう。「周亡王九年」についてはなお諸説があるが、個別的な言及は控える。

を平王二十一年（750BC）とし、朱右曾『汲冢紀年存真』は絶対年代は『今本』に従いつつ、攜王殺害を晉文侯三十一年（750BC）に繋げるが、王國維『古本竹書紀年輯校』は、「二十一年」を晉文侯の紀年とし、攜王殺害を晉文侯二十一年（760BC）のこととする。

一體、『竹書紀年』の紀年については、杜預『春秋經傳集解』後序

其紀年篇、起自夏殷周、皆三代王事、無諸國別也。唯特記晉國、起自殤叔、次文侯・昭侯、以至曲沃莊伯。莊伯之十一年十一月、魯隱公之元年正月也。皆用夏正建寅之月爲歲首。編年相次、晉國滅、獨記魏事、下至魏哀王之二十年。蓋魏國之史記也。を根據に、雷學淇『竹書紀年義證』以來、晉殤叔元年（宣王四十五年 783BC）以降、晉紀年を用いるものとする。これに對し、方詩銘・王修齡 1981 は、『晉書』束皙傳

其紀年十三篇、記夏以來至周幽王爲犬戎所滅、以事接之、三家分、仍述魏事至安釐王之二十年。蓋魏國之史書、

を根據に、幽王が敗滅した幽王十一年（771BC）までは周紀年、翌年の晉文侯十一年（771BC）以降は、晉紀年に従うものとし、その傍證として、

紀年曰、幽王八年、立褒姒之子曰伯服、爲太子。（『太平御覽』卷百四十七／皇親部十三／太子二）

書紀年曰、幽王十年九月、桃杏實。（『太平御覽』卷九百六十八／果部五／杏）の「幽王八年」「幽王十年」など幽王紀年をもつ佚文の存在を指摘する。従うべきであろう。

「二十一年」が周平王二十一年である可能性はないが、「（晉文侯）二十一年」を保存したものであったとするならば、『繫年』の「立二十又一年」は、晉文侯の紀年を攜王在位の年數に錯誤したものとなる。

とはいえ「（晉文侯）二十一年」であると斷定することも實はできない。上掲の『左傳正義』昭二十六年に引く『汲冢竹書紀年』は、『竹書』原文をそのまま引いたものではなく、複數年にわたる記述を整理したものであることが明らかだからである。相當する内容を『今本竹書紀年』は、

（幽王）五年（777BC）、王世子宜臼出奔申。

（八年 774BC）王立褒姒之子曰伯服、以爲太子。

(十一年 771BC) 申人・鄆人及犬戎入宗周、弑王及鄭桓公。犬戎殺王子伯服。執褒姒以歸。申侯・魯侯・許男・鄭子立宜臼于申、虢公翰立王子余臣于攜。

(平王)二十一年(750BC)、晉文侯殺王子余臣于攜。

と、幽王五年・八年・十一年・平王二十一年の四箇年に繋げる。「二十一年」については、晉文侯十一年(770BC)から三十一年(750BC)までを数えた「年数」と解することもとより可能である。そのように換算された年数は、たとえば『史記索隱』越世家

紀年云、於粵子句踐卒、是莢執。次鹿郢立、六年卒。

紀年云、不壽立十年見殺、是爲盲姑。次朱句立。

紀年於粵子朱句三十四年滅滕、三十五年滅郟、三十七年朱句卒。

紀年云、翳三十三年遷于吳、三十六年七月太子諸咎弑其君翳、十月粵殺諸咎。

粵滑、吳人立子錯枝爲君。明年、大夫寺區定粵亂、立無余之。十二年、寺區弟忠弑其君莽安、次無顓立。無顓八年薨、是爲莢蠋卯。

の鹿郢六年・不壽十年・朱句三十四年・三十五年・三十七年・翳三十三年・三十六年・無余之十二年・無顓八年がそれに当たる。これらはそれぞれ『竹書紀年』の晉紀年・魏紀年に基づき推算されたものである。

「二十一年」がこのような推算された年数で、したがって晉文侯の攜王討滅が750BCであったとすると、『史記』秦本紀

(文公)十六年(750BC)、文公以兵伐戎、戎敗走。於是文公遂收周餘民有之、地至岐、岐以東獻之周。

が同じく750BCに繋げられていることは偶然でなくなる^{*41}。「周」を晉文侯に読み替えるならば、この記述は、攜王敗滅を契機とする晉文侯・秦文公の勢力範囲劃定を間接的に伝えるものと評價しうるからである。

而平王所以東徙也、秦襄・晉文之所以勞王勞而賜地也。(『呂氏春秋』疑似)

(平王二年)賜秦・晉以邠・岐之田。(『今本竹書紀年』)

は、秦襄公の平王東遷への關與を述べる點で、そのままには信用できないが、回復した關中王畿を秦・晉に分與することは自然なシナリオである。

秦本紀の記述はおそらくは上述の秦獻公・孝公・惠文王の頃に編纂された秦系の資

^{*41} 王博 2015 は、750BCにおける晉文侯・秦文公の攜王夾撃を想定する。

料に基づき、そのままに信用することはできないが、その一方で、文公十六年にはこの事件しか繋けられておらず、少なくともその素材となるような事件が傳承されてきたことは確言できる^{*42}。

「二十一年」の正體がいずれであるにせよ、ここでむしろ問題にしたいのは、『繫年』の年代觀である。攜王（770-750BC）について、「周亡王」すなわち空位期間の九年（749-741BC）を経て晉文侯が平王を擁立し、平王元年が740BC、「三年」の東遷が738BCとなる。平王卒年は『春秋經』隱三（720BC）に見え、『繫年』の作者にとっても自明の年次であったと思われる。この場合、平王の在位年数は740-720BCの「二十一年」となる。

一方で、『史記』周本紀・十二諸侯年表は平王の在位年数を770-720BCの「五十一年」とする。『竹書紀年』は、幽王八年以前に平王が出奔し、十一年の幽王敗滅以前に申などに擁立されていたとしながら、上掲の如く「幽王十年」の紀年をもち、おそらくは幽王十一年までは幽王紀年を用い、したがって、幽王十一年の翌年を平王元年とする『史記』と同じ年代觀を有していたものと思われる。

『繫年』の攜王二十一年・「亡王」九年・平王二十一年が實態をふまえた紀年であったとすると、『史記』・『竹書紀年』の平王五十一年は、攜王二十一年・「亡王」九年を認めず、平王元年を幽王敗滅の翌年に遡及させた紀年とであったということになる。類似の事例として、『史記』魯世家

懿公九年（807BC）、懿公兄括之子伯御與魯人攻弑懿公、而立伯御爲君。伯御即位十一年（796BC）、周宣王伐魯、殺其君伯御、而問魯公子能道順諸侯者、以爲魯後。樊穆仲曰、魯懿公弟稱、…乃立稱於夷宮、是爲孝公。自是後、諸侯多畔王命。孝公二十五年（771BC）、諸侯畔周、犬戎殺幽王。秦始列爲諸侯。二十七年（769BC）、孝公卒、子弗湟立、是爲惠公。

は、伯御十一年（806-796BC）・孝公二十七年（795-769BC）とするが、十二諸侯年表は、伯御十一年を認めず、孝公三十八年（806-769BC）としている。

しかしながら、ここで留意すべきは、『繫年』から推算される平王の在位年数「二十一年」が、攜王の在位年数と同じになるという事実である。

*42 王雷生1997は、秦本紀文公十六年の記述を晉文侯の攜王討滅と關聯づけている。

王侯の在位年数は、王名表の形式で傳承されることが一般的だったと思われるが、『竹書紀年』のように「二王竝立」の認識があり、したがって平王の在位年数を「五十一年」とした場合、王名表は、年代の重複にもかかわらず、二王それぞれの年数を保存して、

攜王	平王
廿一	五十一年

のような形式を採ったと思われる。「廿一」「五十一年」は「十一」の音聲を共有することもあり、

攜王	平王
廿一	廿一

のような誤寫は容易に發生しうる。無論、聯續する王侯の年数が偶然に同じであることは、春秋經傳の魯文公十八年・宣公十八年・成公十八年の如くあり得ないことではないので、『繫年』の攜王二十一年・平王二十一年を全く否定することもできないが、一方で、上記のような誤寫の可能性も決して否定できない。

『繫年』が編纂された戰國中期において、西周・春秋交代期の年代については、『左傳』桓二

惠之二十四年（745BC）、晉始亂、故封桓叔于曲沃。靖侯之孫欒賓傳之。…惠之三十年（739BC）、晉潘父弑昭侯而立桓叔、不克。晉人立孝侯。惠之四十五年（724BC）、曲沃莊伯伐翼、弑孝侯。翼人立其弟鄂侯。…

の如く、おそらくは晉の大事を附した年代記の晉紀年を魯紀年に換算することを可能にする程度の材料は利用しえたのであり、同様に、周の大事が、孝公二十五年（771BC）幽王敗滅といった具合に魯紀年によって傳承されたことは大いにありうることである。周王の紀年そのものが不明であっても、たとえば

魯孝公二十五年（771BC）幽王崩。
 二十七年（769BC）孝公卒、惠公立。
 惠公四十六年（723BC）惠公卒、隱公立。
 隱公 三年（720BC）平王崩。

と魯紀年を介して周の大事が傳承されていれば、幽王崩（771BC）～平王崩（720BC）の「五十一年」（孝公二十六年～二十七年＋惠公元年～四十六年＋隱公元年～三年）は

容易に算出される。ここで『繫年』の編者が、攜王「二十一年」・平王「二十一年」の王名表を獲得した場合、攜王の在位年代は、幽王敗滅の翌年から「二十一年」(770-750BC)、平王の在位年代は、平王崩から遡って「二十一年」(740-720BC)となり、そこで749-741BCの九年は空位、「周亡王九年」となる。一方で、『左傳』僖二十二年(638BC)の、東遷はこの年次から「不及百年」(738BC以降)という傳承がやはり利用可能で、これを東遷=738BCと読み替えるならば、平王元年=740BCで、東遷=738BCは「三年」となるのである。

このように考えるならば、「周亡王九年」は推算の結果、攜王・平王の在位年代の間に発生した年代的空白に對する二次的な説明であったということになる。

一方で、今一つの可能性も提示しうる。『後漢書』南蠻傳

平王東遷、蠻遂侵暴上國。晉文侯輔政、乃率蔡共侯擊破之。

の蔡共侯は、『史記』十二諸侯年表によれば、762BCに先代の釐侯が卒し、761-760BCに在位しており、この事件は762-760BCの間に発生したものとなる。晉文侯が蔡共侯とともに伐った「南蠻」は蔡以南の淮河流域になろうが、晉が蔡に至るには、新鄭から南下して汝水に至り、これを下るルートをたどったものと思われる(吉本1991a)。晉文侯がこのルートをたどるにはまずは鄭の協力を要する。さらにこのルートは、上述の許→繪→申ルートと交叉しており、平王を擁立していた申と晉・鄭がこの時時点ですでに敵對的な關係にはなかったことが了解される。要するに、この事件は晉文侯が762-760BCまでに平王を推戴するようになっていたことを示唆する。ここで、幽王敗滅から晉文侯の平王推戴までを「周亡王」とする年代觀の可能性を提示しうる。770-762BCで数えれば、それは正に「九年」となる。この場合、『繫年』は「周亡王九年」を攜王敗滅後749-741BCに誤認し、740BCを平王元年、738BCを三年としたことになる。

晉文侯が平王をその元年(740BC)に「京師」で擁立した上で、三年(738BC)に「成周」に「東徙」したという『繫年』の記述は、『史記』十二諸侯年表の晉文侯の在位年代780-746BCからいって成立困難である。746BC 晉文侯卒という『史記』の年代觀は、上掲『左傳』桓二「惠之二十四年(745BC)、晉始亂」杜注「惠、魯惠公也。晉文侯卒、子昭侯元年、危不自安、封成師爲曲沃伯」の、文侯卒にともなう晉の内紛という記述に支えられているからである。

それにも関わらず、晉文侯の740BC・738BCにおける活動が記述されるのは、まずは、『繫年』の編者が、晉文侯の在位年代を直接的に明示する材料を利用しえなかったためと考えられる。『史記』十二諸侯年表の伝えるような王侯の在位年代に関わる資料を『繫年』が用い得たか否かがまず考慮さるべきである。今一つ、『繫年』が獲得した材料が相互に矛盾した結果、晉文侯の在位年代に関する材料が選擇されなかった可能性もないではない。すなわち、王名表によって獲得された年代観を優先し、晉文侯の在位年代との矛盾を敢えて無視した上で、晉文侯が東遷を援助したという言説に適合するように作文したということである。

『史記』周本紀の記述に認められるように、「東遷」は伝統的には、周平王の豊鎬から洛陽への正に東向きの遷徙を意味する。しかし、舊稿で指摘したように、平王は実際には、豊鎬→南陽の申→洛陽と移動しており、ことに申→洛陽はむしろ北向きの移動である。また『左傳』昭十六

子產對曰、昔我先君桓公與商人皆出自周、庸次比耦以艾殺此地。

は鄭桓公の關中から新鄭への移動を伝える。西周・春秋交代期における王朝および關中支配層の中原への遷徙を廣義の「東遷」と考えるべきであろう。

對するに、『繫年』は、平王の「京師」（豊鎬）から「成周」（洛陽）への遷徙という最狹義で「東徙」を用いている。吉本2013にもすでに指摘したように、「京師」は『詩』小雅／民勞「惠此中國、以綏四方」「惠此京師、以綏四國」に見え、ここでは「中國」「四方」、「京師」「四國」が對をなす。一方で、『詩』大雅／文王有聲

王公伊濯、維豐之垣。四方攸同、王后維翰。王后烝哉。豐水東注、維禹之績。四方攸同、皇王維辟。皇王烝哉。

は豊を「四方攸同」と稱しており、『詩』において、豊鎬が「中國」「京師」とみなされたことが確認される^{*43}。晉景公（599-581BC）の作器である晉公盞（10342）は、晉の初封の地を「京白」と稱する。本章の「京師」を晉地の「京白」に比定する説があるが（董珊2011・鄧少平2012）、晉地の「京白」は、戰國期の資料にはもはや見えず、當時、晉地の「京師」が認知されたことを傍證する材料はない。

『繫年』が編纂された戰國期においていかなる材料が利用可能であったかという視點

*43 李學勤2013は晉姜鼎（2826）「魯覃京白」の「京白」を宗周とする。

を抜き、西周・春秋期の材料に基づく知見を無批判に用いるような議論は支持し得ない。「京師」を晉地に比定する説は、晉の關中進出はあり得ないとする先入観に囚われたものといわざるを得ない。

結語

最後に、ここまでの作業を踏まえて、幽王敗滅後の推移につき展望しておこう。

『竹書紀年』は、幽王敗滅ののち、平王・攜王の「二王并立」が生じたとするが、舊稿ではさらに鄭桓公（王子友）が成周を據點に自立し、少なくとも實質的な「三王鼎立」の状態がしばらく續いたとした。『左傳』が鄭桓公の平王東遷への關與をいわないのは、桓公が卒したのちに武公がはじめて平王に歸順したからに他ならない。一體、桓公は攜王と同様に幽王の兄弟であり、中原における周王朝の都城である成周を掌握し、その周邊に領土を構築していた。桓公は少なくとも攜王と同程度に周王たりうる資格を有していた。

『史記』十二諸侯年表は、

鄭桓公 806-771BC・36

武公 770-744BC・27

莊公 743-701BC・43

という在位年代・年數を記す。一方で、武公については、

十 娶申侯女武姜。

十四 生莊公寤生。

十七 生大叔段。

が見え、これらの年次は、上掲の晉穆侯四年・七年・十年と同様に信用できる材料と思われる。

在位年代・年數のうち、701BC 莊公卒は、『春秋經』桓十一（701BC）「夏五月癸未、鄭伯寤生卒」から確實である。一方で、771BC 桓公卒は、上述の如く『史記』が『國語』鄭語を誤解したものであるため、信用できない。桓公は767BCの存命が確認できる。一方で、806BC（宣王二十二年）「鄭桓公友元年 始封。周宣王母弟」がいわば孤立的な年次と

して傳承されることは考えにくい。771BC を起點に「三十六年」遡ったものであろう。

『史記』における原資料の意圖的な改變を想定しない場合、

桓公 武公 莊公

卅六 卅三

と、武公の年數を缺いた王名表があり、莊公四十三年（魯桓公十一年・周桓王十九年）から遡って莊公元年（周平王二十八年）を求め、平王元年～二十七年の二十七年を武公の在年數としたものとなろう。

周幽王十一年 鄭桓公卒

平王元年 武公元年

平王二十八年 莊公元年

平王五十一年 莊公二十四年

桓王元年 莊公二十五年

桓王十九年 莊公四十三年卒

上述の如く、『後漢書』南蠻傳に見える晉文侯の南征が762BCであったとすると、それ以前に鄭桓公は卒していたものと思われる。したがって鄭武公元年は766-761BCの間となる。

鄭桓公の死は「三王鼎立」を解消したものと思われる。幽王敗滅後、攜王・平王・鄭桓公が鼎立したが、周王朝の舊都であった豐鎬・成周をそれぞれ掌握した攜王・鄭桓公が、平王以上に周王としての正統性を主張しえたこと、したがって兩者の對立がより熾烈であったことは想像に難くない。加えて、鄭桓公が東虢を滅ぼしたことも、攜王を擁立した西虢との對立を煽ったであろう。ところが、鄭桓公が卒し、武公が立つ。武公は、桓公を周王と認めるものには王子だが、第三者的には王孫であり、それ以前の周王朝において王孫の王位繼承は先例がない。周王としての正統性という點で、攜王とはもはや拮抗しえなくなる。ここで、鄭武公は晉文侯との提携、平王への歸順に轉じたものと思われる^{*44}。『國語』鄭語

*44 清華簡『鄭武夫人規孺子』（李學勤主編2016）「吾君函（陷）於大難之中、處於衛三年、不見其邦、亦不見其室。如母有良臣、三年無君、邦家亂也」は、鄭武公が衛に三年間亡命していたことを伝える。自立から平王への歸順という政策轉換に伴う混亂かもしれない。

公曰、謝西之九州、何如。對曰、其民沓貪而忍、不可因也。唯謝・郟之間、其冢君侈驕、其民怠沓其君、而未及周德。若更君而周訓之、是易取也、且可長用也。

によれば、晉文侯・鄭武公の軍事的壓迫に、申・緄・許が屈し、平王擁立の主導権が晉・鄭に奪取されたということかもしれない。一方で、『史記』十二諸侯年表の鄭申通婚は、武公十年すなわち 757-752BC の間となる。晉・鄭と申の提携を傍證するものである。

舊稿では、晉の攜王討滅を文侯二十一年（760BC）とし、文侯卒（746BC）を経て、晉の内戦開始（739BC）を契機に鄭莊公（743-701BC）が平王擁立の主導権を獨占し、738BC 以降に自身の勢力圏である洛陽に平王を遷徙させたものと考えた。このシナリオの不十分なところは、「二王并立」が解消したのちもなお二十年以上、平王が申に滞留したという想定である。この問題を解決する手掛かりになるのが、文侯が平王を「京師」すなわち豊鎬で擁立した、さらに「晉人焉始啟于京師」という『繫年』の記述である。『繫年』の記述に具体的な根拠があったとは思えないが、これは實のところ、全くあり得ないことではない。『詩序』王風／黍離

黍離、閔宗周也。周大夫行役至于宗周、過故宗廟宮室、盡爲禾黍。閔周室之顛覆、彷徨不忍去、而作是詩也。

は、平王東遷が完了し、宗周（豊鎬）が全く放棄されたのちに、なお周が關中に出兵することがあったことを傳えている^{*45}。晉文侯が平王を豊鎬で擁立することも決して不可能ではない。『史記』秦本紀

（文公）十六年（750BC）、文公以兵伐戎、戎敗走。於是文公遂收周餘民有之、地至岐、岐以東獻之周。

を、攜王討滅を契機とした、晉文侯の關中王畿支配再編を反映する記述とすれば、晉文侯の攜王討滅は 750BC となり、ついで 750-738BC における平王の豊鎬歸還を想定することが可能となる。この場合も、739BC の晉の内戦勃發で、關中を維持しえなくなり、最終的に 738BC 以降に洛陽に東遷したということになろう^{*46}。

^{*45} 顧棟高『春秋大事表』卷四／周疆域論「周自平王東遷、尚有太華・外方之間方六百里之地。其時西有虢、據桃林之險、通西京之道」は、平王東遷ののちも「西京」との聯絡が維持されていたことを指摘する。

^{*46} 738BC 以降における平王の洛陽東遷は、鄭莊公（743-701BC）の時代になされているが、莊公は武公十四年すなわち 753-743BC の出生で、假に 753BC 出生であったとしても 738BC に

このシナリオによれば、晉文侯・鄭武公の勳功はまずは平王推戴、ついで豐鎬復歸による西周王朝の復活であったが、それはわずか十數年で挫折し、平王は洛陽東遷を餘儀なくされた。豐鎬回復の最終的な失敗というという不面目な部分を排除して、平王推戴と東遷が一聯の出來事として語られるようになった結果、『繫年』ついで『呂氏春秋』疑似によく明示的に出現するような、晉文侯による平王東遷という言説が発生したということになる。

参考文献

[日文]

- 伊藤道治 1975 『中國古代王朝の研究—出土資料を中心とする殷周史の研究—』、創文社。
- 白川靜 1958 「羌族考」、『甲骨金文學論叢』 9、1-37 頁、立命館大學中國文學研究室。
- 林巳奈夫 1984 『殷周時代青銅器の綜合的研究—殷周青銅器綜覽一—』、吉川弘文館。
- 1989 『春秋戰國時代青銅器の研究—殷周青銅器綜覽三—』、吉川弘文館。
- 吉本道雅 1986 「號叔旅鐘」、『泉屋博古館紀要』 3、62-78 頁。
- 1987 「史記原始（一）西周期・東遷期」、『古史春秋』 4、59-82 頁。
- 1990 「周室東遷考」、『東洋學報』 71-3・4、33-56 頁。
- 1991a 「淮夷小考」、河内良弘編『平成 2 年度科學研究費補助金總合研究（A）研究成果報告書 清朝治下の民族問題と國際關係』、106-111 頁、京都大學文學部。
- 1991b 「西周冊命金文考」、『史林』 74-5、38-66 頁。
- 1994 「春秋五等爵考」、『東方學』 87、15-27 頁。
- 1997 「後漢書西羌傳の先秦史認識」、『東方學會創立五十周年記念東方學論集』、1201-1213 頁。
- 1998a 「秦趙始祖傳說考」、『立命館東洋史學』 21、1-44 頁。
- 1998b 「史記戰國紀年考」、『立命館文學』 556、1-76 頁。
- 2003a 「古代中國の系譜を読み解く」、初期王權研究委員會編『古代王權の誕生 I 東アジア編』、258-272 頁、角川書店。
- 2003b 「春秋國人再考」、『立命館文學』 578、1-12 頁。
- 2004 「西周紀年考」、『立命館文學』 586、57-18 頁。
- 2005 『中國先秦史の研究』、京都大學學術出版會。
- 2006 「史記匈奴列傳疏證—上古から冒頓單于まで—」、『京都大學文學部研究紀要』 45、33-83 頁。
- 2007a 「中國古代の世界觀」、『大地の肖像—繪圖・地圖が語る世界—』、2-14 頁、京都大學學術出版會。
- 2007b 「『左傳』と西周史」、『中國古代史論叢』 4、1-40 頁。
- 2009 「中國先秦時代の羌」、『中國古代史論叢』 6、1-30 頁。
- 2013 「清華簡繫年考」、『京都大學文學部研究紀要』 52、1-94 頁。
- 2016 「『左傳』の豫言」、『京都大學文學部研究紀要』 55、1-60 頁。

は十六歳に過ぎない。實際には鄭の支配層の判斷であろう。なお清華簡『鄭武夫人規孺子』（李學勤主編 2016）は莊公即位を記述する。

[中文]

- 白光琦 2013「清華簡《繫年》與平王東遷」、《簡帛網》2013.07.05。
- 晁福林 2013「清華簡《繫年》與兩周之際史事的重構」、《歷史研究》2013-6、154-163 頁。
- 沈長雲 1998「鄭桓公未死幽王之難考」、《文史》43、244-247 頁。
- 陳夢家 1958「虢國考」、《燕京學報》新 1、235-264 頁、1995。
- 陳槃 1969『春秋大事表列國爵姓及存滅表誤異（增訂本）』、中央研究院歷史語言研究所。
- 陳偉 2011「讀清華簡《繫年》札記（一）」、《簡帛網》2011.12.20。
- 陳英傑 2007「金文中“君”字之意義及相關問題探析」、《中國文字》新 33、107-152 頁。
- 程發軔 1967『春秋左氏傳地名圖考』、廣文書局。
- 程平山 2013「秦襄公、文公年代事蹟考」《歷史研究》2013-5、164-172 頁。
- 2015「兩周之際“二王竝立”歷史再解讀」、《歷史研究》2015-6、4-22 頁。
- 崔本信·王偉 2013「河南南陽夏餉鋪鄂國貴族墓地」、《中國文物報》2013.02.27。
- 崔慶明 1984「南陽市北郊出土一批中國青銅器」、《中原文物》1984-4、13-17 頁。
- 代生 2014「清華簡《繫年》所見兩周之際史事說」、《學術界》2014-11、107-114 頁。
- 2015「清華簡《繫年》所見鄭國史事初探」、《中南大學學報（社會科學版）》21-3、242-247 頁。
- 鄧少平 2012「清華簡《繫年》與兩周之際史實綜考」、《深圳大學學報（人文社會科學版）》29-3、60-61 頁。
- 董珊 2011「讀清華簡《繫年》」、《復旦大學出土文獻與古文字研究中心網》2011.12.26。
- 2013「從出土文獻談會分爲三」、《出土文獻與古文字研究》5、154-161 頁。
- 方詩銘·王修齡 1981『古本竹書紀年輯證』、上海古籍出版社。
- 甘肅省博物館文物隊·靈臺縣文化館 1976「甘肅靈臺兩周墓葬」、《考古》1976-1、39-48+38+71-74 頁。
- 顧頡剛 1937「九州之戎與戎禹」、《禹貢半月刊》7-6·7、81-95 頁。
- 1963「瓜州」、《史林雜識初編》、46-56 頁、中華書局。
- 顧鐵符 1979「信陽一號楚墓的地望與人物」、《故宮博物院院刊》1979-2、76-80 頁。
- 賀金峰 2010「春秋“方城”城邑、繪關地望考」、《中國長城博物館》2010-4、1-18 頁。
- 華東師範大學中文系戰國簡讀書小組 2011「讀《清華大學藏戰國竹簡（貳）繫年》書後（一）」、《簡帛網》2011.12.29。
- 老悶老了 2012「《繫年》所見之兩周之際」、《新浪博客》2012.1.22。
- 李峰 2007（徐峰譯·湯惠生校）『西周的滅亡』、上海古籍出版社。
- 李零 2016「讀簡筆記：清華楚簡《繫年》第一至四章」、《吉林大學社會科學學報》56-4、168-176 頁。
- 李松儒 2015『清華簡《繫年》集釋』、中西書局。
- 李學勤 2013「由清華簡《繫年》論《文侯之命》」、《揚州大學學報（人文社會科學版）》17-2、49-51 頁。
- 2014「由《繫年》第二章論鄭國初年史事」、《湖南大學學報（社會科學版）》28-4、5-6 頁。
- 李學勤主編 1999『十三經注疏·春秋左傳正義』、北京大學出版社。
- 2011『清華大學藏戰國竹簡〔貳〕』、中西書局。
- 2012『清華大學藏戰國竹簡〔參〕』、中西書局。
- 2016『清華大學藏戰國竹簡〔陸〕』、中西書局。
- 梁寧森·鄭建英 2007『虢國研究』、河南人民出版社。
- 劉光勝 2015『清華簡《繫年》與《竹書紀年》比較研究』、中西書局。
- 劉國忠 2013「從清華簡《繫年》看周平王東遷的相關史實」、陳致主編『簡帛·經典·古史』、173-179 頁、上海世紀出版股份有限公司·上海古籍出版社。

- 劉逸文 2003 「由詩經觀周之東遷」、《逢甲人文社會學報》6、139-154 頁。
- 路懿菡 2012 「“ 泉子聖 ” 與 “ 王子祿父 ”」、《復旦大學出土文獻與古文字研究中心網》2012.05.25。
- 馬楠 2015 《清華簡《繫年》輯證》、中西書局。
- 蒙文通 1958 《周秦少數民族研究》、龍門聯合書局。
- 錢穆 1952 《國史大綱》、國立編譯館。
- 秦俑考古隊 1980 「秦始皇陵東側馬廐坑鉗探清理簡報」、《考古與文物》1980-4、31-42 頁。
- 清華大學出土文獻讀書會 2011 「《清華大學藏戰國竹簡》(貳)研讀劄記(二)」、《復旦大學出土文獻與古文字研究中心網》2011.12.31。
- 邵炳軍 2001 「論周平王所奔西申之地望」、《南京師大學報(社會科學版)》2001-4、138-144 頁。
- 邵東方 2011 「《水經注》引《竹書紀年》“同惠王子多父伐郇克之”條考辨」、《竹書紀年研究論稿》、235-281 頁、高等教育出版社。
- 蘇建洲·吳雯雯·賴怡璇 2013 《清華二《繫年》集解》、萬卷樓。
- 譚其驥主編 1982 《中國歷史地圖集》3、地圖出版社。
- 童書業 1946 《春秋史》、開明書店。
- 王彪 2014 「從清華簡《繫年》看兩周之際王權與諸侯霸權之爭」、《江西社會科學》2014-10、137-141 頁。
- 王博 2015 「秦襄公助平王東遷之“功”再考釋」、《北方論叢》2015-2、82-87 頁。
- 王恩田 2006 《陶文圖錄》、齊魯書社。
- 2012 「“二王并立”與虢國墓地年代上限：兼論一號、九號大墓與號仲林父墓」、《華夏考古》2012-4、85-91 頁。
- 2015 「清華簡《繫年》第一、第二章校讀(十則)」、《復旦大學出土文獻與古文字研究中心網》2015.03.13。
- 王紅亮 2012a 「也說《清華簡·繫年》的“周亡王九年”」、《復旦大學出土文獻與古文字研究中心網》2012.01.12。
- 2012b 「清華簡《繫年》中周平王東遷的相關年代考」、《史學史研究》2012-4、101-109 頁。
- 2013 「清華簡《繫年》中周平王東遷的相關年代考」、《簡帛網》2013.06.14。
- 2015 「由清華簡《繫年》論兩周之際的歷史變遷」、《史學月刊》2015-2、13-21 頁。
- 王暉 2013 「春秋早期周王室王位世系變局考異—兼說清華簡《繫年》“周無王九年”」、《人文雜誌》2013-5、75-81 頁。
- 王雷生 1997 「平王東遷年代新探—周平王東遷公元前 747 年說一」、《人文雜誌》1997-3、62-66 頁。
- 王偉 2015 「清華簡《繫年》“周亡王九年”及其相關問題研究」、《中原文化研究》2015-6、111-119 頁。
- 魏棟 2012 「清華簡《繫年》“周亡王九年”及相關問題新探」、《復旦大學出土文獻與古文字研究中心網》2012.07.03。
- 2013 「清華簡《繫年》與攜王之謎」、《文史知識》2013-6、31-35 頁。
- 徐少華 2015 「“平王走(奔)西申”及相關史地考論」、《歷史研究》2015-2、143-155 頁。
- 2016 「清華簡《繫年》“周亡(無)王九年”淺議」、《吉林大學社會科學學報》56-4、183-187 頁。
- 徐仲舒 1959 「禹鼎的年代及其相關問題」、《考古學報》1959-3、53-66 頁。
- 許兆昌·劉濤 2014 「周代“千畝”地望考」、《古代文明》8-2、41-47 頁。
- 楊伯峻 1981 《春秋左傳注》、中華書局。
- 虞同 2011 「讀《繫年》劄記(一)」、《復旦大學出土文獻與古文字中心網》2011.12.22。
- 早期秦文化考古聯合課題組 2007 「甘肅禮縣大堡子山早期秦文化遺址」、《考古》2007-7、38-48 頁。
- 張世超 2012 「《繫年》中的“京白”及相關問題」、《復旦大學出土文獻與古文字研究中心網》

2012.04.23.

張天恩 2004 『關中商代文化研究』、文物出版社。

張新俊 2015 「清華簡《繫年》“曾人乃降西戎”新詁」、『中國語文』2015-5、460-464 頁。

張以仁 1987 「鄭桓公非厲王之子說述辨」、『春秋史論集』、365-409 頁、聯經出版事業公司、1990。

中國社會科學院考古研究所 1984-94 『殷周金文集成』、文物出版社。

— 2003 『中國考古學夏商卷』、中國社會科學出版社。

— 2004 『中國考古學兩周卷』、中國社會科學出版社。

鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華 2006 『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』、藝文印書館。

朱鳳瀚 2013 「清華簡〈繫年〉所記西周史事考」、『出土材料與新視野』、441-449 頁、中央研究院。

— 2016 「清華簡《繫年》“周亡王九年”再議」、『吉林大學社會科學學報』56-4、177-182 頁。

子居 2012 「清華簡《繫年》1～4 章解析」、『清華大學簡帛研究』2012.01.06.

[韓文]

심재훈 2014 「전래문헌의 권위에 대한 새로운 도전—清華簡「繫年」의 周왕실 東遷—」、『歷史學報』221、261-296 頁。

[歐文]

Li Feng 2006 *Landscape and Power in Early China: The Crisis and Fall of the Western Zhou 1045-771 BC*, Cambridge: Cambridge University Press.